

# 令和5年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 第3回スポーツ部会議事録

1 日時：令和5年10月18日（水） 10：00～16：30

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター6階 音楽室2

## 3 出席者：

### (1) 委員

村上 真奈委員（部会長）、鈴木 孝子委員（副部会長）、小川 直哉委員、  
川崎 淳委員

### (2) 事務局

小名木生活文化スポーツ部長、市倉文化振興課長、榎本文化振興課主査、小清水主任主事、川西主任主事

内谷スポーツ振興課長、吉田スポーツ振興課主査、近藤主任主事、大黒主任主事

## 4 議題：

- (1) 形式的要件審査(第1次審査)及び提案内容審査(第2次審査)の概要について
- (2) 千葉ポートアリーナ指定管理予定候補者の選定について
- (3) 千葉市幕張西スポーツ広場指定管理予定候補者の選定について
- (4) 千葉アイススケート場指定管理予定候補者の選定について
- (5) 今後の予定について
- (6) その他

## 5 議事概要：

- (1) 形式的要件審査(第1次審査)及び提案内容審査(第2次審査)の概要について  
形式的要件審査(第1次審査)及び提案内容審査(第2次審査)の概要及び審査の流れについて、事務局より説明した。
- (2) 千葉ポートアリーナ指定管理予定候補者の選定について  
千葉ポートアリーナの管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を行った。
- (3) 千葉市幕張西スポーツ広場指定管理者予定候補者の選定について  
千葉市幕張西スポーツ広場の管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を行った。
- (4) 千葉アイススケート場指定管理者予定候補者の選定について  
千葉アイススケート場の管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を行った。
- (5) 今後の予定について  
今後のスケジュールについて、事務局から説明した。
- (6) その他

答申及び議事録の公開について、事務局から説明した。

## 6 会議経過：

○市倉文化振興課長 恐れ入ります。少しお時間が早いのですが、皆様おそろいの方ですので、始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、令和5年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回スポーツ部会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、文化振興課長の市倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、「千葉市情報公開条例第7条第3号」、参考資料の5に当たります。また、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録等の作成について」こちらは参考資料に2に当たります。これらに定める非公開事項に該当することから、全て非公開といたします。

なお、地球温暖化防止対策の一環としまして、軽装とさせていただいておりますので、ご了承願います。

それでは、委員の皆様のご紹介ですが、前回の部会から変更はございませんので、恐れ入りますが、資料の2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会委員名簿」をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日、七澤委員におかれましては、所用によりご欠席となっております。

続きまして、事務局職員につきましてご紹介いたします。

生活文化スポーツ部長の小名木でございます。

○小名木生活文化スポーツ部長 小名木でございます。よろしくお願いいたします。

○市倉文化振興課長 スポーツ振興課長の内谷でございます。

○内谷スポーツ振興課長 内谷でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○市倉文化振興課長 改めまして、私、文化振興課長の市倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

職員につきましては以上でございます。

それでは、開会に当たりまして、生活文化スポーツ部長の小名木からご挨拶を申し上げます。

○小名木生活文化スポーツ部長 改めまして、おはようございます。生活文化スポーツ部長の小名木でございます。

本日はご多用の中、委員の皆様方におかれましては、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回スポーツ部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市市政各般にわたりまして、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

本日は、非公募の「千葉ポートアリーナ」、「千葉市幕張西スポーツ広場」及び「千葉アイススケート場」の指定管理予定候補者の選定となります。申請者から提出されました指定申請書関係を審査し、現在、形式的要件審査となります第1次審査を終えたところでございまして、本日は、最終選定となります第2次審査等を行っていただくこととなります。

長時間にわたるご審議となりますため、皆様方にはご負担をおかけいたしまして、誠に大変恐縮ではございますが、施設の管理運営をより適正に行いますため、委員の皆様方には、豊富なご経験と高いご見識から、ご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○市倉文化振興課長 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上有り「諮問書」でございます。本日審議いたします3施設が記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。次に、「令和5年度第3回スポーツ部会資料」ファイルをお開きいただきまして、「次第」、「席次表」、「資料一覧」でございます。また別冊として、申請者から、指定申請書類及び提案書をファイルにつづってご用意しております。また、「審査票」を机上配付しております。

会議時間の短縮のため、各会議資料の確認は省略をさせていただきます。「資料一覧」にございます資料に不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。

本日、全委員5名のうち4名のご出席をいただいております。半数以上のご出席がございまして、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第7項において準用する第10条第2項」に基づき、会議は成立をしております。

では、これより、議事に入らせていただきます。これからの議事につきましては、進行を村上部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○村上部会長 それでは、「次第」に従いまして、議事を進行してまいります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

では議題1の「形式的要件審査（第1次審査）及び提案内容審査（第2次審査）の概要について」に入ります。

では、事務局よりご説明をお願いいたします。

○市倉文化振興課長 それでは、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

初めに、形式的要件審査（第1次審査）の概要についてご説明させていただきます。

形式的要件審査とは、募集要項にて定める応募資格の各要件を満たしているか、また、失格事由に該当するものでないかについて、応募者から提出された書類により審査するものでございます。

お手元の、資料3-1「形式的要件審査(第1次審査)結果一覧」をご覧願います。

「応募資格」の各要件及び「失格事由」の具体的な内容について、ご説明させていただきます。

表の左側が審査項目になっておりまして、まず、「応募資格」としましては、上から「ア」の「法人その他の団体であること」から、「ケ」の「当該団体又はその役員が、千葉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと」までの、以上9項目が応募資格要件となります。

次に、「失格事由」としましては、「ア」の「提案書中の収支予算書において、選定要項に定める基準額を超える額の指定管理料の提案をしたこと」から、「カ」の「選定要項に

定める書類以外の書類を提出したこと」までの、以上6項目が失格となる事由でございます。

これらの「応募資格」及び「失格事由」について、応募者ごとに審査した結果が、表の右側となっております。応募資格を満たしていれば「○」、失格事由につきましても、該当がなければ「○」の記載をしておりますが、これらの資格または事由に、一つでも「×」がついた場合には失格となります。

形式的要件審査を通過した者のみが、次にご説明させていただきます提案内容審査へ進むことができることとなっております。

続きまして、非公募の場合の提案内容審査（第2次審査）の審議方法及び具体的な審議の流れにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、審議方法についてでございますが、申請者から提出されました「提案書」が、市で作成した「選定要項」及び「管理運営の基準」の内容に適合しているかどうかにつきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。

次に、審議の流れについてでございますが、資料1「第3回スポーツ部会進行表」をご覧ください。

「進行表」の「(2) 千葉ポートアリーナ指定管理予定候補者の選定について」のすぐ下に、「形式的要件審査（第1次審査）結果等について」とございますが、まず、施設所管課より「非公募となった経緯」並びに「選定要項」、「管理運営の基準」及び「選定基準」についての説明と、形式的要件審査の結果についてご報告させていただきます。

次に、「財務状況の説明」につきまして、公認会計士の川崎委員より、計算書類等に基づき、ご説明をお願いしたいと存じます。川崎委員より財務状況等をご説明いただいた後、申請者に入室していただき、申請者へのヒアリングを行っていただきます。その際、最初に、申請者より自己紹介を含め、提出した「提案書」につきまして、10分以内で説明をしていただきます。その後、20分間の質疑応答を行っていただきますので、申請者へご質問がある場合には、この時間にご発言をお願いいたします。なお、20分が経過いたしましたら、申請者には退室をしていただきます。

申請者の退室後、申請者から提出されました「提案書」の内容が、「選定要項」及び「管理運営の基準」の内容に適合したものであるか、あるいは不適合であるかについて、ご判断いただきます。

次に、机上にお配りさせていただいております、資料3-5「審査票」をご覧ください。

資料3-4「選定基準」の4ページから7ページにかけての「3 提案内容審査」をご参考いただきまして、「審査票」の「評価」欄に「○」もしくは「×」をつけていただきます。皆様のご記入が終わりましたら、一度事務局にて審査票を回収の上、皆様の審査結果を集計させていただきます。集計の間は、一旦休憩となります。

再開後、審査結果集計表をお配りさせていただきますので、その集計表とご自身の審査票を基に、「提案書」の内容に関して「よりよい管理運営とするためにここはこうすべきである」などといったご意見、意見交換等をしていただきまして、最終的に部会としての意見を取りまとめたいと存じます。

なお、集計結果によりまして、一人でも「×」と判定した項目があった場合には、資料3-4「選定基準」の4ページの「(1) 審査方法」の中段にございますとおり、部会と

して「○」と判断するか、条件を付して「○」と判断するか、申請者に、当該審査項目に係る提案内容の修正を求めるか、あるいは失格とするかを、この場で決定していただくこととなります。

なお、審査票につきましては、審査終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○村上部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、次に議題2「千葉ポートアリーナ指定管理予定候補者の選定について」に移ります。

ここで、小川委員におかれましては、当該施設の指定管理者である「公益財団法人千葉市スポーツ協会」の会長でいらっしゃることから、千葉市指定管理者選定評価委員会運営要綱第2条に基づき、「千葉ポートアリーナ」の審議及び議決を回避したい旨、お申出がありました。つきましては、お申出のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○村上部会長 ありがとうございます。

では、「千葉ポートアリーナ」につきましては、全委員5名のうち3名での審議及び議決となりますが、半数以上の参加が確保されておりますので、会議は引き続き成立しております。

それではまず、候補者の審査を行うに当たり、施設所管課より当該施設が非公募になった経緯及び管理運営の基準等、形式的要件審査(第1次審査)結果についてご説明をお願いいたします。

○内谷スポーツ振興課長 スポーツ振興課、内谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入ります。着座にて説明させていただきます。

まず初めに、資料の説明の前に、次期指定管理者を非公募にするという経緯についてご説明させていただきたいと存じます。

この指定管理者制度自体、できた背景といたしまして、公の施設の管理運営を広く民間の方にも開放して、そのノウハウを活用して、住民サービスの向上を図るという目的がありまして、候補者の選定におきましては、基本的に公募を原則することとなっております。こちらにつきましては、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」第2条に定められているところでございます。

また、「千葉ポートアリーナ設置管理条例」第15条におきましても、公募で行うこととしておるところでございます。

ただし、「参考資料1」にも記載がありますが、公募によらない場合というのもございまして、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」の第2条第3号に、「市の施策その他の事由により公募の方法によらないことについて合理的な理由があるとき」は例外的に非公募とすることができる旨、定められているところでございます。

今回、千葉ポートアリーナを非公募にする理由でございますけれども、千葉ポートアリ

ーナは今後、大規模な改修を予定しておりまして、その工事に合わせて、施設の在り方等を検討する必要があることから、令和6年、7年の2年間につきまして、非公募で選考したいというふうを考えているところでございます。

それでは、審査の内容についてのご説明に入らせていただきたいと思います。資料3-2をご覧ください、3ページになります。「1 千葉ポートアリーナ選定要項」のところ、主要なところをご説明させていただきます。

3ページですけれども、「3 選定の概要」という項目「(1) 管理対象施設」は千葉ポートアリーナ、「(2) 指定期間」は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2か年となっております。

少し飛ばしまして、「(4) 選定の手順」でございますけれども、選定要項等の交付を、令和5年8月14日に行いまして、提案書等を期日内に提出されているものでございます。今後、本日の選定結果を受けまして、選定結果を通知し、選定された方には、仮協定を締結いたしまして、令和5年第4回定例会において、指定議案に上げまして、承認後に基本協定を締結する予定となっております。

続きまして、下の「4 管理対象施設の概要」についてでございます。

まず、「(1) 設置目的等」でございますが、千葉ポートアリーナ設置管理条例では設置の目的を「スポーツの振興及び文化の向上を図るための施設」としております。

この設置目的を踏まえまして、千葉ポートアリーナの目的・目指すべき方向性を示したビジョンは、「トップスポーツのホームゲーム開催や競技スポーツの国際大会・全国大会の開催、市民総体等の市民レベルの大会の開催の他、パラスポーツ施策の展開における拠点等、市スポーツ施策の中心的な役割を果たす」こととしております。

4ページに移りまして、ミッションでございますけれども、「市スポーツ施策と一体となり、パラスポーツ大会の受入れ、さらには市内他施設において需要の吸収が困難な市民レベルの大会等の受入れを中心に行う」こととしております。

続きまして、4ページの「(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え」についてですが、ここでは本施設の管理運営において市が設定する成果指標、数値目標を表の中に示してございます。

成果指標につきましては、「①施設利用者数」と「②スポーツ教室開催数」としてございます。

数値目標につきましては、過去の実績をベースとして、プロバスケットボールチームのアルティエリ千葉の試合数が増えましたことから、令和4年度と比較しまして、年間で約3万2千人ほど来場者数の増が見込まれることから、施設利用者数を年間28万3千人以上とし、一方、教室開催におきましては、アルティエリ千葉の試合数が増えることによって、確保可能な日時が少なくなることの影響もありまして、目標維持としまして、スポーツ教室開催数を年間20教室以上、このように設定しております。

続きまして、資料3「5 指定管理者が行う業務の範囲」以降、11ページまでは、指定管理に係る一般的な事項となります。説明につきましては、時間の都合上、省略させていただきますので、12ページをお願いいたします。

「9 経理に関する事項」でございます。「(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの」のうち、「イ 指定管理料」でございますが、指定管理料は、管理運営経費から利用

料金収入を差し引いたものとしております。指定管理料の基準額についてですが、当施設の管理に係る指定期間全体の指定管理料の基準は、2年間の総額で約3億8,651万3千円となっております。提案書の評価は、この基準額の2年間の総額で行います。なお、この基準額につきましては、「消費税及び地方消費税」を含んだ数値となっております。

選定要項につきましては以上となります。

続きまして、資料3-3「管理運営の基準」でございます。

こちら主要なところのみご説明させていただきます。3ページをお願いいたします。

「第2 施設の概要等」、「1 施設概要」でございます。主な施設としましては、メインアリーナ、サブアリーナ、二つのトレーニング室、体力測定室、幼児体育室、その他諸室となっております。なお、表中の「施設の特徴」に各部屋の特徴を記載してございます。施設の特徴の一番下の(8)でございますけれども、専用駐車場はないのですが、民間企業が管理している地下駐車場が使用可能となっております。また、そのすぐ下の、表の下に記載ございますけれども、指定管理期間中に、具体的には来年度を予定しておりますけれども、吊り天井の改修を予定しております、修繕期間中に施設機能の一部が停止することが予定されております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

一番上、「(3) 施設の利用受付業務」の中に、「ア 優先利用受付」がございます。様々な大会・イベントのほか、市の行事等でも使用される本施設につきましては、12ページに表がございまして、大会の規模や、行事の重要度に応じまして、優先度に応じた利用調整を行っております。

続きまして、こちら32ページをお願いいたします。

「第6 その他の重要事項」でございます。まず、「1 駐車場」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ポートアリーナ以外の民間管理会社の管理による駐車場がございます。

「(2) 管理会社との連絡・調整」が業務となります。

「2 光熱水費等」につきましては、「(1) 行政財産目的外使用許可の部分」、「地下駐車場等の部分と自販機に係る光熱水費」の取扱い、「(2) 光熱水費等の期ずれ処理」公衆電話料金の取扱いについて示してございます。

33ページの中段、「3 修繕」でございます。1件あたり100万円までを、指定管理者による修繕として設定しております。

次のページ、34ページの一番上、「4 管理運営に要する費用」でございます。こちらにつきましては、令和元年度から令和4年度までの管理運営に要した費用の実績を記載しております。

このページ以降、「5 市スポーツ施策の展開に伴う大会等の利用」でございますが、プロバスケットボールチームの「アルティーマ千葉」や、「千葉ジェッツ」チームが連携協定を千葉市と結んでおりますので、協力が必要な旨、記載してございます。

管理運営の基準につきましては、以上となっております。

続きまして、3-4でございます。候補者の選定基準についてご説明させていただきます。

「審査項目」につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、市の「選定基準の

ひな形」のとおりとなっております。

まずは4ページをご覧ください。

「3 提案内容審査」でございます。「(1) 審査方法」ですけれども、非公募施設におきましては、採点を行わないことから、「判定結果」を「○」もしくは「×」といたします。こちら、先ほどの説明と繰り返しになりますが、審査の結果、委員の方一人でも「×」の評価を行った項目がある場合には、選定評価委員会において協議を行っていただきまして、記載されているいずれかの対応を決定することとなります。

「(2) 審査項目及び審査の視点」でございます。各審査項目における判定基準について記載してございます。そちらの基準に基づき、判定をお願いいたします。

選定手続に当たっての資料のご説明は、以上となります。

形式的審査、こちらにつきましては、資料3-1「形式的要件審査(第1次審査)の結果」に記載してございます。こちら、事務局で実施いたしました。

ご覧のとおり、ほぼ全部「○」がついておりまして、千葉市スポーツ協会につきましては、申請資格の要件を満たしておりまして、かつ失格事由について該当していないことを確認しております。なお、「ケ」のところで、照会中となっておりますけれども、こちらにつきましては、警察のほうから回答をいただいております。暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないことを確認しております。その他、失格事由についても該当するものはございませんでした。

形式的要件審査の結果報告は以上となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。  
○村上部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

すみません、私から1件、ご質問があるのですが、令和6年と令和7年の間に、その大規模修繕について、いつ頃行われるか、何を造るかというのは決まるということなのでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 現在、建ってから30年以上経っている施設でございますので、大規模改修が本来であれば必要な時期になっております。千葉市のほうで第1次実施計画というものを昨年策定して、令和5、6、7と3か年の計画で、大規模修繕ではなくて緊急修繕で対応していくということになっております。第2次実施計画を策定するのが令和7年になりますので、そのときに、大規模改修に向けた方針を確定させたいというふうに考えております。

○村上部会長 その後どうなるか分からないので、この2年間は非公募で、引き続き、同じところに指定管理していただくということですか。そういう理解でよろしいでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 基本的にはそのとおりでございます。来年実施する吊り天井は、基本的には営業しながら、実施する形で考えてはいるのですが、天井の工事なので足場を組みますので、もしかしたら業務に支障が出てくと申し上げました。大規模改修になりますと、恐らく2年半ぐらいは、閉館という形にしないといけないような改修になります。民間の企業の方に経営判断としてお願いするには、かなり厳しい状態かなというふうに考えております。指定期間のうち大部分が閉館ということになりますと、お願いするのは難しいのかなということで、非公募という考えにしたところです。

以上でございます。

○村上部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問ありますでしょうか。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員 大規模修繕ということでお話を頂戴しましたが、吊り天井は大規模修繕の対象になるのですか。吊り天井を直してしまえば、そこは修繕の対象にならなくて済むという理解でよろしいですか。大規模修繕として、吊り天井だけ先にやるというのがよく分からないのですけども。

○内谷スポーツ振興課長 吊り天井は、脱落のおそれがございます。先ほど申し上げた、緊急修繕の一環として行うという考えでおります。大規模改修のときには、もう一度やり直すという判断になるかは、設計の段階で決まってくるものになると思います。

ただ、吊り天井だけの工事につきましては、極力営業を止めないというような形で行う予定でおります。

大規模改修と緊急修繕というところでは、緊急修繕という観点で我々は対応していくところでございます。

○川崎委員 無駄になってしまう可能性もあるということですか。

○内谷スポーツ振興課長 確かに、もう一度やり直してしまえば無駄という意見もあるかもしれませんが、天井が落下してしまうと、利用している方々の安全性を損なってしまいますので、安全確保のために必要なことだと認識しております。極力、コストは下げたいと思っておりますので、吊り天井が大規模改修の際にそのまま使えるという可能性もあるとは思っています。

○村上部会長 ほかにご質問ございますでしょうか。

では、続きまして提案内容審査に入ります。

審査票の「2（1）団体の経営及び財務状況」について、川崎委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（※財務状況等に関する意見交換の経過については、千葉市情報公開条例第7条第3号に該当する情報（法人等情報）が含まれているため、表示していません。）

○村上部会長 では、ただいまの川崎委員の説明について、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

（なし）

○村上部会長 それでは、これから公益財団法人千葉市スポーツ協会へのヒアリングを行います。

公益財団法人千葉市スポーツ協会の皆様をこちらへご案内してください。

[公益財団法人千葉市スポーツ協会 入室]

○村上部会長 それでは、これからヒアリングを行います。

10分間で、本日の出席者のご紹介と提案内容を、簡潔にご説明をお願いいたします。ご説明が終わりましたら、当部会の委員からご質問させていただきますので、ご回答いただきますようお願いいたします。終了1分前になりましたら事務局から合図をいたします。

それでは、ご説明よろしく申し上げます。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 改めまして、おはようございます。公益財団法人千葉市スポーツ協会理事長をしております、野村でございます。どうぞよろしくお願いいた

します。

それでは、私から職員の紹介をさせていただきます。

初めに、常務兼事務局長の小池でございます。

続きまして、事務局次長の野ヶ峯でございます。

総務班及びスポーツ振興班関係の事務局長補佐をしております布施でございます。

次に、施設班関係の事務局補佐をしております内藤でございます。

説明につきましては、小池事務局長より説明いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 それでは、千葉ポートアリーナ指定管理者事業提案についてご説明申し上げます。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

提案書様式第 1 号「管理運営の基本的な考え方」です。

まず初めに、「1 基本方針」ですが、当協会は、市民のスポーツレクリエーション活動の普及振興に関する事業及びスポーツレクリエーションを通じた地域のコミュニティづくりの支援を行うことにより、市民の健全な心身の発達と明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に活動しております。今後もこの目標を達成するため、さらなる公益性を追求するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを次世代に引き継げるよう、スポーツ、パラスポーツの普及振興を目指し、指定管理業務に取り組んでまいります。

また、公の施設の管理運営に関しましては、長年にわたり培った経験やノウハウを活用することにより、効率的な施設運営、多様な市民ニーズへの対応を図るとともに、市民サービスの向上と千葉市の施策実現に貢献できるよう努めてまいります。

次に、「2 基本的考え方」です。公正公平な市民利用、安全安心、使いやすい施設の提供、指定管理委託料の縮減の三つの課題を念頭に置き、公の施設を利用する個人や団体の多様なニーズへの的確な対応と、経費の最大限の抑制を図ることにより、効率的な管理運営に努めてまいります。

3 ページから 6 ページをご覧ください。様式第 2 号「管理運営の執行体制」です。

「1 人員配置」については、ポートアリーナを含め、32 年にわたる公共スポーツ施設の管理により培ってきたノウハウを基に、経験豊富な施設責任者と担当職員を配置し、利用状況に応じた勤務体制の下、効率的かつ適切な管理運営を行います。

次に、「2 責任の所在」、「3 緊急時連絡体制」については、事故や災害等、緊急時の対応においても、協会本部を含めた連絡体制が構築されており、当協会全体として、責任の所在を明確にした管理運営を行ってまいります。

7 ページの様式第 3 号「必要な専門職員の配置」から、21 ページの様式第 8 号「関係法令等の遵守」につきましては、提案書に記載のとおりでございます。

続いて 22 ページから 24 ページをご覧ください。

様式第 9 号「リスク管理及び緊急時の対応」です。

当協会は、リスクの種類や具体的内容及び発生の可能性や影響の大きさなどからリスクを分析し、火災、災害、盗難、情報漏えい等のリスクに対し、事前対策を講じることで事故事件回避を目指すとともに、不測の事態に備えます。

また、新型コロナウイルス感染症対策においても、感染症法の２類相当が５類へ変更されましたが、引き続き、自主的な感染対策を行い、対応いたします。そのほか、施設賠償責任保険に加入し、補償内容の充実に努めてまいります。

２５ページの様式第１０号「会館時間及び備品管理の考え方」から、２９ページの様式第１２号「施設利用者への支援計画」について、提案書に記載のとおりでございます。

続いて３０ページから３１ページをご覧ください。

様式第１３号「施設の利用促進の方策」です。

メインアリーナ、サブアリーナの利用促進として、本施設は大規模なスポーツ文化イベントが開催可能な施設であることから、するスポーツのイベント誘致だけでなく、見るスポーツのイベント誘致に努めます。

さらには、障害者スポーツの推進として、各種パラスポーツ関連事業を開催するとともに、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業として、引き続き、車椅子バスケットボール日本代表チームの強化拠点施設の運営を行います。

３２ページの様式第１４号「利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方」から３９ページの様式第１６号「成果指標の数値目標達成の考え方」については、提案書に記載のとおりでございます。

次に、４０ページから４２ページをご覧ください。

様式第１７号「自主事業の効果的な実施」です。

当協会が設立以来、３２年にわたり、業務運営において培ってまいりました各方面の関係団体と良好な共同体制の下、優秀な指導者の確保や利用者の様々なニーズに対応する事業を提供いたします。なお、具体的な事業内容につきましては、提案書４１ページ及び４２ページに記載したとおりでございます。

４３ページから４６ページの様式第１８－１号「収入見込み」、様式第１８－２号「支出見込み」につきましては、後ほど収支予算について、一括してご説明させていただきます。

４７ページの様式第１９号「市内事業者の育成」から、５０ページの様式第２２号「施設職員の雇用の安定化への配慮」につきましては、提案書に記載のとおりでございます。

続きまして、収支予算についてご説明を申し上げます。

４３ページに戻っていただきたいと思います。

様式第１８－１号「収入支出見積りの妥当性（収入見込み）」です。利用料金収入見込みは、前指定管理期間中では、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少、また、プロバスケットボール球団利用による増収など、各年度における変動要因が多かったため、過去収入の平均値を参考とせず、通常の施設管理運営が実施できていると判断する、令和５年度４月から７月の実績及び令和４年度８月から３月実績の合計を基準として、収入を見込んでおります。

次に４４ページの自主事業収入の見込みにつきましては、（１）事業の比較におきまして、事業数を増加することによって、収入の確保を図ろうとするものです。

４５ページから４６ページをご覧ください。

様式第１８－２号「収入支出見積りの妥当性（支出見込み）」です。４５ページの人件費については、当協会の給与規定に基づき積算したものです。事業管理部門及び役員管理

費は、従事割合に基づき案分した人件費を計上しております。

46ページの事務費の主な項目として、光熱水費についてご説明いたします。令和6年度に予定されているつり天井工事に伴い、サブアリーナの使用が制限されるため、令和5年度見込みに対して減少しております。

また、管理費については、各項目の人件費に相当する費用に関しまして、上昇分を見込んでいるものです。

51ページにつきましては、収支予算書の総括表になります。

(1)の収入については記載のとおり金額となっております。(2)支出につきまして、1年間の合計の金額を記載しております。

続いて52ページから53ページにつきましては、詳細に記載したものでございます。

収支予算の説明については、以上でございます。これで事業提案書の説明を終わります。

○村上部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質問がございましたら、お願いいたします。

すみません、私から質問があるのですけれども、収支予算書で利用料金収入というのが令和6年度、令和7年度というふうに挙げられているのですけれども、令和6年から7年にかけて上がるという見込みで書かれているのですけれども、何か具体的な、利用者の方が増えるような施策を何かやられる予定があるのかという点と、あと、吊り天井のほうの修繕が入るということで、一部、通常の営業より少し縮小する時期等あると思うのですけれども、それにもかかわらずその利用料金収入が上がるというのは、どういう見込みで立てられたものなのか、お伺いしたいと思います。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 まず利用料金収入の増加の見込みなのですけれども、プロバスケットボールチームが当ポートアリーナを利用いただきまして、これが、試合数を増やして、今年度からやっているところなので、それに伴って、利用料金収入が上がる見込みとしております。

また、令和5年度のサブアリーナの天井の修繕、利用できない部分につきましては、メインアリーナの空いている部分で、自主事業等をやってはいかがということで、収入を見込んで、利用料金は上がるということで見込んでおります。

以上です。

○村上部会長 ありがとうございます。

基本的には、アルティリー千葉の試合がこれまでより増えるというところからというところでしょうか。

そのほかにも、広報活動などで新たにやられる施策というのは、何か予定されていませんでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 広報活動なのですけれども、ただいま、協会内に広報に関するプロジェクトチームを編成しておりまして、ポートアリーナの市民ホール、それからスポーツアンドコミュニティコーナーのほうに、イベントの写真展示や地元プロスポーツチームと協力し、装飾展示などを実施しております。また、来場者に興味を持っていただくために、館内に写真の展示をやっておりまして、今後も興味を持っていただくよう努めてまいります。

また当協会が発行しております、「みんなのスポーツちば」という情報誌があるのですが、こちらの誌面の中に、興味を持っていただくべく、市民のスポーツ活動に焦点を置いた記事の作成に取り組んでおりまして、より市民の方にスポーツを身近に感じられていただくような誌面作りを作成しているところでございます。

以上です。

○村上部会長 その広報のプロジェクトチームというのは、これまでもあったものなのですか。それとも新たに設けられたものなのでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 今現在、実施しておりまして、これからも展開していくということでございます。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 すみません、今、補佐が説明したとおりではあるのですが、この広報プロジェクトチーム、実は昨年立ち上げました。やはり、千葉の施策を持って、いろいろなイベントを企画している千葉ポートアリーナでどういうことが行われているのか、それから、アルティエリの宣伝も含めてなのですが、そういった広報活動が必要ではないかということを示しまして、プロジェクトチーム、要は各班に任せるのではなくて、みんなでつくり上げようということで、去年立ち上げたものです。

今、広報で、何かまた来年度、何か新たになさっていることと部会長さんに言われたけれども、実は、今までの広報の視点というのは、目に止まってうつる紙面だったのです。ポスターとか文字だとか。ですが最近の動向を考えると、やはり、動いているもの、動画ですよ。そういったもので訴えたほうが、より市民に感情が届くということで、1階にモニターがあるのですけれども、そのモニターにいろいろな動画を配信することを考えています。今年、参考として、アルティエリの開幕戦のビデオを拝借しまして、流すことをしたところ、かなり評判がよかったので、来年更に工夫してやってみようかなと思っております。

以上です。

○村上部会長 ありがとうございます。ユーチューブチャンネルとかはお持ちではないですかね。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 実は、ユーチューブもやろうと思っているのですが、そのユーチューブを持つためのプロセスだとか、予算だとかそういったものが費やされるのです。今、発信しているのが、個人的な媒体になってしまうのですが、フェイスブックで、いろいろなものを発信して、私とか管理職ですね。そこでフェイスブックでやっているのが精いっぱい、ちょっとそのあたりを勉強しようかなと思っております。

○村上部会長 今、いらっしゃっているのは、皆さん協会本部の方ということでよろしいでしょうか。そうすると、直接、千葉ポートアリーナで施設長さんですとか、直接その管理運営業務の責任者という、施設長さんになるのかなと思うのですが、施設長の方との、広報なり、ほかの施設の運営に関する打合せですとか、そういったようなことというのは、どれぐらいの頻度でやられているのでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 私が担当しているのですが、2施設を担当して、週に何回か二つの施設を歩き来して、指示を与えているという体制を取らせて

いただいております。

ですので、私はずっとポートアリーナにいるというわけではなくて、ほかにヨットハーバーがありますので、ヨットハーバーとポートアリーナ両方を、直接指示を与えたりしております。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 すみません、補足なのですけれども、本部と言いましても、千葉ポートアリーナの3階に我々本部がありまして、今、広報班も含めて、ミーティングだとか、日頃必要なときについては、ポートアリーナの職員と一緒にやっていく形です。

月1回に月例ミーティングというのをやっておりまして、そこでは千葉ポートアリーナの施設長だけではなくて、役員さんはじめ、管理職、それから各施設の責任者等、各セクションの責任者等を集めて、ポートアリーナの在り方とか、どうやったら集客が上がるだろうかというようなところを、常々みんなを確認しながら、いい案を出しながら、運営を進めているところです。以上です。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 先ほど、理事長から説明をいたしました広報のプロジェクトチーム、その中に、アリーナ職員も、当然入っておりますので、直接、アリーナ施設の職員と一緒に、そういう活動をしているところでございます。

○村上部会長 ありがとうございます。

少し前からアルティアリー千葉の大きな看板というか、サインが、かなり国道から目立つ位置にあるので、あれはすごくいいなと個人的に思っていたのですが、一方で障害者スポーツについても、非常に貢献されていると思いますので、来年以降、障害者スポーツの振興に関して、何か新たに考えられていることというのはありますでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 障害者スポーツの振興ですけれども、毎年行われているパラスポーツフェスタですとか、千葉市ボッチャ大会等は、千葉市の施策の協力の下、一緒にやらせていただくと同時に、今後、去年辺りから、障害者スポーツ教室というものを開催させていただきまして、我々のポートアリーナの3階にパラスポーツコンシェルジュ、いわゆる、障害者とスポーツをどのようにコーディネートしていくかという業務の部署があります。ポートアリーナと協力しながら、実際に身体障害者の卓球教室ですとか、そういったものを昨年度辺りから始めております。これを拡張するというのが一つと、それから体験型の教室だけではなくて、ポートアリーナを会場として、今後、障害者の方が一生涯のスポーツにつながるような大会、目標となる大会やイベント、そういったものを開催していこうというふうに考えております。

以上です。

○村上部会長 ありがとうございます。

実は私も息子が高校生で、サッカーをやっています、ちょうどポートアリーナで、サッカーを、いろいろな障害のある、目が見えない方とか、あとは四肢に障害がある方とかでサッカーをやられている方のチームがあって、その方々と、言葉が適切か分からないですけど、障害がない、サッカーをやっている人のイベントというのが、ちょうど今年あるのですよね。それで、息子が行って、非常に身近に、スポーツを通して自然にいろいろな方と関わって、いろいろな人によっていろいろな制限があるということを知った上で、ただ普通にサッカーを楽しむという体験をして、非常によかったといえますか。ただ残念な

ことに、そのイベントが全然知られていなくて、恐らく、私の息子が行っている高校の顧問の先生が、どこかに頼まれて、もう強制的に参加させられたみたいなの、行ってみたら面白かったというような感じなので。そういうのが、知られていないのがちょっともったいないなというのを少し思いました。高校などのサッカー部などには、きっと広報活動されていると思うのですが、なかなか参加に至らないというのはあるのかなと思います。ただ、教育上も非常に有意義なイベントだと思いましたが、何かそういう、難しいですけど、広報活動というのは、とてもやはり大事だなと個人的には思っていますので、ぜひ今後も、いろいろと改善されていかれるといいかなと思っています。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 今、村上委員さんが言われたその問題が、本当に大きな課題にもなっております。

アリーナの事業として、講演会、今年からパラアスリートもやっているのですが、その聴衆者、来ていただける参加者を募ったのです。そのために何をやったかという、市内にある障害者施設と学校、そこを全校回りました。宣伝しました。いろいろなメディアを通じて発信もしました。実際、応募者が若干定員を上回る人数だったのです。

やはり、私ども、そこは反省点としての課題で、まさにおっしゃるとおりなのですが、今後、そういった発信の仕方、広報の仕方というのが、今後の私たちの目指すところかな、そういうふうに感じています。貴重な意見、ありがとうございました。

○村上部会長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

鈴木委員、何かご質問等ございますでしょうか。大丈夫ですか。

○鈴木委員 同じようなことですので大丈夫です。

○村上部会長 川崎委員、ご質問等ございますでしょうか。

○川崎委員 今後についてですが、吊り天井を直す、そして大規模修繕もある中で、工事は令和6年ぐらいから始まるのですか。そうすると、収益はもっと落ち込むのではないかという想定もできます。その辺りはどういうふうにお考えになられているのかということと、仮に落ち込んだなら、落ち込んだとき、どういうふうに利益を確保して、組織を維持していくのか。大規模修繕となると、先ほどお話を頂戴したときに、休館になってしまう可能性もあるということになると、結局、収入0になるということです。契約の部分ですと指定管理料だけは入るのですか。それだけで維持していくとしても、どうやって維持していくのですか。また、そういう状況があるので、今回、公募でなくて非公募でお願いする形にしたということですが、収入がなくなって、指定管理料だけでやっていくという極端な状況も出てくる可能性もあります。そうすると、どういうふうに維持するのか、その辺りも教えていただけませんか。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 今回、私どもの条件としてお聞きしている内容としては、2年間の提案になっていますので、その2年間のうちの、吊り天井の影響のある年度、令和6年度というふうにお聞きしています。6年度と7年度の指定管理になりますので、それにつきましては、先ほど補佐のほうからご説明させていただきましたとおり、アルティアリーに関する収入の増というところを、一番見込んでおるところです。

6年度、7年度、その次の指定管理については、大規模修繕の予定というところが入ってくると思うのですが、その予定については、この提案書では、提案させていただ

いているところではないという形になっております。

以上です。

○内谷スポーツ振興課長 先ほどご説明した吊り天井につきましては、令和6年度に実施し、年度中の完了を予定しております。7年度からは通常どおりの形になります。大規模改修は、その後、どうするかという形で、この2年間で調整させていただくというところでございます。

ただ、大規模改修については、やらなければならないという認識は市では持っておりますけれども、いつ着手できるかという予算的な裏づけとか、方向性の裏づけというのは、今、ない状況でございます。

○川崎委員 初めに、ご案内をいただいたとき、大規模修繕があるから、今回は、非公募でやりますというお話を頂戴して、ご説明いただいている中で、大規模修繕がないのなら、非公募にする必要がなかったということになってしまい、そもそもの話が変わってきてしまいますが、どうなのでしょう。市からご説明いただいているのは、大規模修繕をやるので非公募にしますということです。一般の会社だと、大規模修繕事業だと大変になるからということがあって、公益財団法人なら何とかなるという理解もあったのですが。大規模修繕はないとなったら、別に、非公募ではなくて公募にすればよかったという、そもそもの話になってしまいますから、その辺りがしっくりこなくなってしまう。今、これは協会の方を交えてお話しする内容ではないのですが、それ以前のお話として、前段階から話が変わってきてしまったので、そこを、市のほうからご説明ください。

○内谷スポーツ振興課長 吊り天井につきましては緊急修繕として来年度実施いたします。今年、実施設計をやっております。大規模修繕は、ポータアリーナ自体が築年数かなり経っておりますので、やらなければならない時期には差しかかっているのは間違いないことでございます。

その意味では、大規模改修を、いつ、どういう形で着手するかというのは課題となっております。市のほうでも次の実施計画の策定に合わせて、方向性を定めて行うという形で考えているところでございます。

先ほど、5年、6年、7年の実施計画という形で申し上げましたけれども、その次の計画に載せるというところで方向性がはっきりしますので、今回は2か年の指定という形にしたところでございます。もし、令和8年から大規模改修をやらないということになれば、今、委員さんがおっしゃられたように、長く期間を持ち公募も可能かもしれませんが、基本的に市としては、早く大規模改修に着手したいと考えておりますので、次の計画に方向性をはっきりさせて、実施の方向にもっていきたいと考えているところでございます。

○村上部会長 恐らく、大規模改修が令和8年度以降に予定されているため、その内容を令和7年度に決められるということで、それが決まるまでは、新しい事業者の方にはお願いできないというような、そういうことでよろしいですかね。

○内谷スポーツ振興課長 それがありましたので、来年は吊り天井で、一部施設の制約もありますし、令和8年以降、大規模改修に着手するという形になれば、経営面に影響もしてくると思いましたので、この2年間でまず非公募で設定させていただきたいという形で、千葉市スポーツ協会に提案をいただいているというところでございます。

建物自体は、何年になったら大規模改修をしなければいけないという法律があるわけではありませんけれども、国の基準におきましても、30年から35年の間が大規模改修の時期だというような指標もございます。基本的にはそれに基づいて行うべきというふうに、我々は考えておりますので、今回は2年間の非公募での期間設定と、そのような形になっております。

○村上部会長 今、川崎委員が言われたことで、ちょっと私も、いつも気になっていることがあるのですが、見込みを出されて、その年度の途中でこの見込みが達成できないといったときに、そこで事業の方向性を修正されたり、新しいことに取り組みられたりというのは、やられているのでしょうか。それとも、もう最初に決められて、ひとまず見込みを下回りそうだけでも、そのままその年度はいくのか。どのような事業をされているのでしょうか、その辺りは。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 事業見込みについて、その予算と変わった場合については、法人内で、補正なり組んで、予算の変更をかけていくというような形で対応しております。

あとは、事業については、うちのほうから、利用の営業をかけたとか、利用者様のほうの団体等もお話をさせていただいたりとか、そういう努力はしておりますけれども、それ以外は補正で対応させていただくというような形でございます。

○村上部会長 例えばですけども、普通の民間の会社ですと、実績が悪ければ賞与が出ないとか、そういうこともあると思うのですが、賞与というのは予算といいますか、こちらの提案書の中にも書かれていて、ただ、その労務との関係で、もしこういうふうに給与規程を定められているのだとしたら、不利益変更を勝手にできないでしょうし、その辺の人件費を、実績が悪そうなときに削減したりということもやられているのですかね。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 人件費については、一応規程上で決まっておりますので、そこで事業の成績如何によって、直接的に変わるということはありません。

以上です。

○村上部会長 じゃあ、やはり、その給与規程では実績に連動させるというような規定にはなっていない、何点何か月分みたいな形で規定されているということなのですかね。

あと、ほかにご質問等おありになる方、いらっしゃいますか。

川崎委員、大丈夫ですかね。

(なし)

○村上部会長 それでは、これでヒアリングを終了いたします。公益財団法人千葉市スポーツ協会の皆様、どうもありがとうございました。

○公益財団法人千葉市スポーツ協会 どうもありがとうございました。

[公益財団法人千葉市スポーツ協会 退室]

○村上部会長 それでは、皆様は今のヒアリングを踏まえまして、審査をお願いいたします。

審査票のほうに「○」と「×」でご記入をお願いいたします。

ご記入が終わりましたら、審査票を事務局職員に渡してください。

では、事務局の集計が終わるまでの間、休憩といたします。11時40分から再開したいと思いますので、それまで休憩とさせていただきます。

[採点・休憩]

○村上部会長 ではお時間になりましたので、議事を再開いたしたいと思います。

事務局から集計結果のご報告をお願いいたします。

○市倉文化振興課長 それでは、集計結果をご報告いたします。

お手元にお配りしました審査結果集計表をご覧ください。

ほとんどの項目について「○」、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれると判断されましたが、以下の三つの項目につきまして、1名の委員から「×」、管理運営の基準で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがあると判断をいただいております。

「×」がついた項目について、読み上げさせていただきます。「4 施設の効用を最大限発揮するものであること」のうち、(4) 施設の利用促進の方策、(7) 成果指標の数値目標達成の考え方、「5 施設の維持管理に要する経費を縮減するものであること」のうち(1) 収入支出見積りの妥当性についてでございます。

以上でございます。

○村上部会長 ただいま事務局より集計結果の説明がありましたが、三つの、施設の利用促進の方策、成果指標の数値目標達成の考え方、収入支出見積りの妥当性の項目について1名の委員が「×」と判断いたしました。

この場合、当部会としては、「○」と判断するか、条件を付して「○」と判断するか、申請者に評価審査項目に係る提案内容の修正を求めるか、または失格とするか、協議により決定することとなります。

委員の皆様よりご意見をお伺いしたいと思います。この三つの項目についてご意見等いかがでしょうか。おありになる方、いらっしゃればお願いいたします。

もう一度、その項目、読み上げますと、審査票の4の(4) 施設の利用促進の方策と、(7) 成果指標の数値目標達成の考え方、そして審査票5の(1) 収入支出見積りの妥当性の部分ですね。

それでは、私から、これ、三つに共通するかなと思うのですが、まず、川崎委員からもご指摘ありましたけれども、利用料収入の見込みの部分の計画というのが、少し甘いといえますか、そういうような点があるのではないかなと思いました。

あと、通常であれば、毎年売上げの見込みを立てて、その売上げの目標を達成するために、必ず新しいこととこのをやっていくというのが普通の事業者だと思うのですが、あまり具体的に、新しい方策というのが見受けられなかったという点もありますし、あと施設がやはり、かなり千葉市の象徴的な施設であるにもかかわらず、最大限の活用というのはされていないように感じています。ただ、それで、提案内容に修正を求めるとか、失格とかそういうことまでは全く考えていないのですが、ただ、これを機にといいますか、もう少し具体的な新しい施策と、収入と支出の見積りというのは、もう少し厳密に考えられてもいいのかなというのが私の意見です。

川崎委員、例えば収入支出見積りの妥当性の部分など、財務関係のところについて、ご意見等いかがでしょうか。

○川崎委員 収入支出のところ、例えばそんなに増加もなければ減少もなくというような、いわゆる、当たり障りのないような収支になり過ぎてしまっている感じがします。

加えて、アルティアリー千葉、バスケットに頼り過ぎてしまっていて、ほかの部分で何か新しい収益獲得の方策が見えないところもあります。バスケットは、先日の日本代表がオリンピックにいけるかどうかというところで、盛り上がり、そのまま集客を見込もうというのは、もちろんあるでしょう。ただそれだけに頼っているという感じがあるので、他にはないのかという感じがするところです。

当然のことながら緊急修繕を必ずやるということならば、そのためにどれだけ収入が減るかという分析内容が軽めなのかなという感じがします。どこまで言及しますかというのもあります。聞いてみる価値はあるかもしれませんが、必ず収支に影響が出るかどうかというのは分からないところではあるとは思いますが。

○村上部会長 ありがとうございます。

鈴木委員、何かご意見等ございますでしょうか。

○鈴木委員 さっきのアルティアリー以外の収入見込みとかそういうのが全然なかったの、それもちょっと踏まえたほうがいいのではないかなという気持ちはあります。

○村上部会長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 そうしましたら、各委員からのご意見をまとめまして、三つの「×」がついている項目については、1名の委員が「×」としておりますけれども、市の象徴的な施設として、新しい具体的な何か事業を考えてみるということと、あと、収支の見積りというのを、もう少し厳密に考えるようにしてほしいという点と、あとはバスケット一辺倒にならないような、ほかの集客の方法というのも検討してほしいというような条件を付しまして「○」にするということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○村上部会長 では今、出た意見につきましては、施設所管課から公益財団法人千葉市スポーツ協会にお伝えいただき、次期指定期間における施設の管理運営に十分反映させることとしていただきますよう、よろしく願いいたします。

そうしましたら、続いて意見交換に移ります。

次期指定管理期間中の管理運営について、特に留意すべき点など、申請者の提案内容について、ご意見やご要望がございますか。

こちらの審査票とはかわらずということだと思っておりますけれども、何でも構いませんので、何か留意すべき点や、ご意見、ご要望等あれば、いただければと思います。

特に大丈夫ですかね。川崎委員何かございますか。

○川崎委員 市としてモニタリングはどの程度されているのですかね。年度が終わってから、数値をもらっている状況なのかそれとも、月次でもらっている状況なのか。

○内谷スポーツ振興課長 モニタリングは基本的には月次ではございます。

○スポーツ振興課職員 1年に2回は現地でのモニタリングという形で、施設に実際に行きまして、資料等を見ながら、ヒアリングしながらチェックをしているという状況です。

○川崎委員 今回の収支の見込みについては、収支見積りの妥当性というものを検討をしたほうがいいかもしれないということもありましたので、モニタリングをされるときに、実態とどれくらい乖離があるかということは、月次でも確認していただくことが必要です。月次で資料をもらわれているということですので、実績と想定している計画と比較し

て、予算についても月次の予算もお持ちのはずですから、実績と月次の予算と比較して確認しながら、大きい乖離があれば、理由を求めていくという体制をとられてもよろしいのかなという感じがするところです。半年ごとの比較になってしまうと、毎月の何でこうなったのかということの積み重ねが累積して、軌道修正ができなくなってしまいます。月次で予算とどれだけ乖離がありますというのを見ていく中で、大きい乖離があれば、その理由を確認し、軌道修正できるようにご指導されるのがよろしいと思っています。

○村上部会長 あとは、ちょっと広報の話が出たと思うのですが、紙中心だったというようなお話があって、今、動画なども考えられているというお話があったと思うのですが、今、どの世代をターゲットにするかによると思いますけど、若い方というのはもうインスタグラムとかエックス（旧ツイッター）とかティックトックとか、その辺りだと思いますので、その辺を使うこと自体にはお金もかからずにできますし、ユーチューブで確かに動画を流すとなると、動画の編集に、結構、人的なコストをかけなければいけないので大変だと思うのですが、インスタグラムとかであれば、何枚か写真があればできるので、少し、いろいろな世代の方に到達できる広報というのも考えられたほうがいいのかというのと、やはり、ただそういうことを考える上では、やはり責任者の方の年齢層といますか、もう少し幅広い多様な人の意見を聞くといいますか、何か決める上で、いろいろな属性の人の意見を聞くというのも大事だと思いますので、やはり特定の年代の、特定の性別の方だけで決めていくと、どうしても市民の方へのアプローチの仕方も偏ってしまうと思いますので、何かそういったような、もう少し多様化といいますか、意見集約の方法をいろいろな方の意見を聞くような形で、そういう機会があってもいいのかなとは思いました。

ほかに何かございますでしょうか。

（なし）

○村上部会長 では、今の意見交換の中で出されました、モニタリングの際に、収支のことなども市と指定管理者とで連携をして、いろいろ連絡、コミュニケーションを取っていたほうがいいのかという点と、あとは私のほうから申し上げました、広報の方法や内容などを、もう少し多世代といいますか、いろいろな世代に向けた方法を検討されたいというような意見がありましたので、この点について、公益財団法人千葉市スポーツ協会にお伝えいただきまして、次期指定期間における施設の管理運営に反映させていただければと思います。

では以上をもちまして、午前は終わりになりますので、ここで昼休憩としたいと思います。

では再開は、13時5分からいたします。

（休憩）

○市倉文化振興課長 13時5分となりましたので、再開に当たりまして、事務局からご報告を申し上げます。生活文化スポーツ部長の小名木でございますけれども所用により、午後からは不在にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは引き続き、よろしく願いいたします。

○村上部会長 それでは、再開いたします。

ここからは全委員4名での審議及び議決となります。

では、議題3の「千葉市幕張西スポーツ広場指定管理予定候補者の選定について」に移ります。

それではまず、候補者の審査を行うに当たり施設所管課より当該施設が非公募となった経緯及び管理運営の基準等、形式的審査（第1次審査）結果についてご説明をお願いいたします。

○内谷スポーツ振興課長 それではよろしくをお願いいたします。午前に引き続き、説明させていただきます。

まず、非公募になった理由からご説明させていただきます。

経緯としましては、企業庁の土地がございまして、面積は1.3ヘクタール弱なのですが、それらを昭和50年度よりお借りしまして、もともと幕張西運動広場という形で地元で運用をしておりました。企業庁から土地を購入いたしまして、スポーツ広場として設置する形になったものでございます。同様の施設としましては、大宮スポーツ広場、それから宮崎スポーツ広場、この2か所ございまして、スポーツ広場設置管理条例というものが制定されておりますので、そちらに位置づける形となります。

管理につきましては、基本的には地元の自治会やスポーツ推進委員で構成される管理運営委員会を設立していただき、「千葉市スポーツ広場設置管理条例」14条において、指定管理者の募集を公募ではなくて、「広場の管理を適切かつ確実に行うことができる」と認められる法人その他の団体を、その申請により、指定管理者として指定する」と規定がございまして、それに基づいて非公募の形で手続をするものでございます。

この、幕張西スポーツ広場につきまして、まだ供用開始はしておりません。今年度末に供用開始される予定でございます。今回、審議をお願いするものでございます。

なお、指定期間ですけれども、2年とさせていただいております。こちらは、ほかのスポーツ広場の指定管理の期間があと2年残っておりますので、それに合わせてということで、2年間の指定管理期間とさせていただいているところでございます。

資料4-3の20ページを開いていただけますでしょうか。

こちらが今回、整備をする幕張西スポーツ広場の全体像になりまして、少年野球場と多目的運動広場、それから駐車場、管理棟、こういったもので構成されております。こちらが管理区域です。この中で大体1.2ヘクタール強の面積がございまして、こちらの管理運営が指定管理の案件となります。

それでは、概要のほうをご説明させていただきます。資料4-2の3ページをお願いいたします。

「3 選定の概要」についてでございます。

「(1) 管理対象施設」は千葉市幕張西スポーツ広場で「(2) 指定期間」は「令和6年3月29日～令和8年3月31日」まで。先ほど、2年と申し上げましたが、2年と本年度の残りの3日でございます。

それから「(4) 選定の手順」でございますけれども、選定要項等の交付を8月14日から募集を受け付けまして、期限内に全て提出いただいているところでございます。

今後、本日の選定結果を受けまして、選定されました暁には、仮協定を締結いたしまして、令和5年第4回定例会において指定の議案として諮りまして、決まりましたら基本協定を締結し、指定管理を始める予定でございます。

続きまして、そのページの下のほう、「4 管理対象施設の概要」でございます。

「(1) 設置目的等」でございますが、千葉市スポーツ広場設置管理条例の設置目的として、「市民の健康増進を図る」ことが目的として位置づけられております。

こちらのビジョンといたしましては、ほかのスポーツ広場と同じく、「市民の健康増進を図る」ことといたしまして、ミッションとしては、「スポーツ・レクリエーション活動の場を提供する役割を担う」としてございます。

続きまして、4ページでございます。

「(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございます。

「成果指標」と「数値目標」でございます。「成果指標」は、「利用者数」、「数値目標」は「年間1万1千人以上」としております。こちらは、先ほど申し上げましたが、もともと運動広場という形で活用しておりましたので、その利用人数の値から設定をしております。

続いて、「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございますけれども、これも先ほど申し上げた10ページまでは省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

「9 経理に関する事項」でございます。

指定管理料ですけれども、本施設においては、使用料金制度を導入しております。利用者が支払う使用料金は市の歳入といたします。そのため、「指定管理委託料」のみで、施設の管理運営を行うため、指定管理料と管理運営費は同額という形になります。これは、ほかの2つのスポーツ広場も同様でございます。

使用料制度の導入の理由といたしましては、本施設においては、地元の自治会等で構成される管理運営委員会を非公募で指名するものでございますから、安定した管理運営を行うために、その費用は市からの委託料で賄う必要があるため、このような形とさせていただいております。

指定管理料の基準額でございますが、幕張西スポーツ広場における指定期間全体の指定管理料の基準額は、2年と3日の総額で534万千円となっております。

選定要項につきましては以上でございます。

次に、資料4-3「管理運営の基準」3ページ目をお願いいたします。

図面は、先ほどご覧いただきましたけれども、「1施設の概要」はこの表のとおりでございます。

「所在地」は、「千葉市美浜区幕張西6丁目1番地3号」。「開設日」は、「令和6年3月29日」としております。「敷地面積」は、「12,391㎡」でございます。主な施設は、「野球場」「多目的広場」「管理棟」、そのほか、駐車場も整備する予定でございます。「使用時間」は「午前9時から午後5時まで」で「休場日」は「年末年始の12月29日から翌年1月3日まで」を予定しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

選定要項のところでもご説明いたしましたが、こちらの施設につきましては、使用料金制度を採用してございますので、使用料金制度の留意点として、使用料の徴収、管理について定めております。

続きまして、19ページになります。

「第6 その他の重要事項」になります。こちらの施設は「1 修繕」等につきましては、軽微なものを除き、基本的に全部市が賄って管理するという形になっております。

管理運営の基準につきましては以上となります。

続きまして、選定基準に移らせていただきます。4-4をお願いいたします。

4-4の4ページ目をお願いいたします。「3 提案内容審査」、「(1) 審査方法」でございしますが、こちら是非公募となっておりますので採点を行わないことから、「判定結果」を先ほどと同様「○」もしくは「×」といたします。

審査の結果、委員の方のお1人でも「×」の評価を行った項目がある場合には、選定評価委員会において協議を行っていただき、記載されているいずれかの対応を決定することとなります。

審査項目のうちの「2 (1) 団体の経営及び財務状況」についてですが、当該候補者が今回の指定管理を行う予定の団体を令和5年度に発足いたしまして、過去の経営状況や財務状況を示す書類等はございませんので審査の対象外といたしております。

続いて、「(2) 審査項目及び審査の視点」のところ、6ページになります。こちらの各審査項目につきましては、記載をさせていただきます。後ほど、先ほどと同じように表もございしますので、そちらに判定をお願いいたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

「5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること」についてですけれども、ほかの施設においては、収入を含む見積りの妥当性を判定するものとしてございますが、本施設は先ほども申し上げましたけれども、使用料金制度のため、支出の妥当性をご判定いただければと存じます。

選定基準につきましては、以上となります。

なお、形式審査の内容でございます。資料4-1に1次審査の結果を記載させていただきます。

ご覧のとおり、幕張西スポーツ広場管理運営委員会は、申請資格の各要件を満たしており、かつ失格事由に該当しないことを確認しております。収益事業を行っていない任意団体でございますので、応募資格「イ」～「ク」については、対象外の項目であるため、「- (ハイフン)」を記載しております。

応募資格「ケ」につきましては、警察から回答をいただきまして、暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないことは確認しております。

形式的要件審査の結果としては以上となります。

ご審議どうぞよろしくをお願いいたします。

○村上部会長 ありがとうございます。ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 指定管理開始日が令和6年3月29日になっているけれども、最後3日間だけで、普通は4月1日からだと思っただけけれども、その3日間だけ先行してやる理由は何でしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 今年度から供用開始をするということで、計画を立てていたことと、もともと企業庁の土地で購入に際して、整備の計画もありまして、ぎりぎりですけ

れど、この時期に入らせていただいたところでございます。

工事も見込みまして、何とか間に合うような形でやらせていただく予定でございます。

○小川委員 それと、使用料金ですけれども、条例を見ると定期利用の使用料金は大宮スポーツ広場、の野球場は対象外ですよね。有料となっている幕張西については、野球場と多目的広場のグレードの違いということですか。

○内谷スポーツ振興課長 おっしゃるとおりグレードの違いです。

大宮は、野球場にはなっているのですけれども、試合ができるかということ、小さくて小学生の練習ぐらいにしか使えないような大きさになります。今回設定する幕張西は有料という形で整備させていただきました。整備費がかかっておりますので、そういった形での整理でございます。

○村上部会長 私から質問があるのですけれども、これはそもそも企業庁の未利用地を、もともとは借りて使っていたということでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 そうです。借りて使っていたということです。

○村上部会長 そのまま借りて使うという形はできなかったということでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 企業庁自体は資産を整理する方向で、何年前かは失念しましたけれども、組織自体を整理する方向で舵を切りました。基本的にはいついつまでに判断ということで期限を切られたために、あくまでも暫定利用でしたので、売却もしくは購入のどちらかということで、企業庁から通達がありましたので、対応したところでございます。

○村上部会長 この指定管理者の制度というのが、公の施設の管理経費を縮減するというのが目的の一つとしてあると思うのですけれども、わざわざ購入されて、今回はきれいに整備されるということで余計に費用がかかると思うのですけれども、そちらのほうへ決められたというのは、どういう経緯があったのでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 あくまでも前の運動広場というのは、暫定利用でスポーツ施設を提供するという形のものになります。今回、スポーツ広場管理条例に位置づけしますので、ただの広場として短期利用ではなくて、きちんとした市の公共施設として位置づけるということで整備を行った状況でございます。

○村上部会長 まず、整備をされるのは、条例でいろいろ決められているものをクリアしなければということで、仕方ないかなとそこは理解できるのですけれども。

例えば大宮スポーツ広場など、ここの会議でもいつも、このまま市の施設として長期的な視野に立ったときに施設としてどうなのかという意見がよく出ていると思うのですけれども、わざわざ購入して整理するということはどういった、今後、管理するのも最初はいいと思うのですけれども、継続的に管理するというのも、地元の方も大変だと思いますし、お金をかけて整理して、結局大宮や宮崎もいろいろと問題が今、生じていると思うのですけれども。購入して整備するという方向でかじを切られたというのは、地元からの強い要望があったとか、そういうようなことでしょうか。

○スポーツ振興課職員 もともと県から借用していた土地があったのですけれども、県の企業庁から土地の整備事業を行わなくなるということで、今後の土地の利用に関して確認がありました。

その中で、暫定利用であれば県に返却、公共施設として整備するのも検討してほしいと

いう確認がありまして、その中で地元等と協議して、このまま引き続き使っていきたいという強い要望がありました。平成20年に本市の政策会議において、企業庁から土地を取得するというのを、決定をしているところでございます。

○小川委員 従来から千葉県から無償で借りていたということですか、企業庁から。それで地元の住民がスポーツ広場として利用していたということですか。

○スポーツ振興課職員 引き続き使っていきたいという意向が、当然協議の場を設けているのですけれども、そういった意向が強かったので整備をしていこうというような形で土地を取得している動きになったということです。

○小川委員 でも企業庁の、すなわち譲渡する条件が、いわゆる公の施設として整備するというのが条件ということ。

○スポーツ振興課職員 そういうことです。公共施設化にするならば検討するという話になったわけです。

○小川委員 非常に割安でということですか。

○内谷スポーツ振興課長 平成20年の話ですけれども、もともと暫定利用で提供していたところを市が取得して整備したという流れになります。

○小川委員 それで今回、地元の人たちで構成している指定管理者というのは、以前から利用していた人が中心となつてつくられた団体ですか。

○内谷スポーツ振興課長 基本的には自治会が、当然利用者も含めてですけれども、そういった方々に構成員としてなつていただいて、管理運営委員会をつくって組織していただいている。ほかの大宮と宮崎と同じような形で設置し、運営をするという形になります。

○スポーツ振興課職員 取得価格に関しましては、この1万2,391㎡の土地を6億7,154万3千円で企業庁から取得をしております。

施設の管理につきましては、昨年度まで運動広場として機能しておりましたので、そこで地元の方に管理をお願いしていただきましたので、そういった方と新しくスポーツ広場管理運営委員会というものを組織したという形になります。

○村上部会長 運動広場のときは、無償で皆さん利用をしていたということですかね。今回整備されるに当たって、使用料を払うことになるということでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 運動広場自体は公共施設として提供しているものではございませんので、料金等は特に発生はしておりません。もともと、運動広場で管理運営委員会を立ち上げていただいて、利用していただいている。今回は公共施設なので、今までの運営委員会だけのものではなくて、公共施設を管理していただくということで、今度は公の立場で管理していただくような形になります。

○村上部会長 利用者数の数値目標はこれまでの実績から設定をしたというふうにおっしゃっていたと思うのですが、無償で利用していたときの数ということなので、今後、お金が発生してくるとなると、ここの数値というのは変わってくるのかなというのと、基本的には野球ですかね、メインは。

○内谷スポーツ振興課長 野球場だと少年野球が中心になるかとは思いますが、取り外し可能なフェンスを置いて、多目的広場と一体利用もできる形になっておりますので、それ以外には多分地元の方などのサークル活動でもご利用いただいたりとか、あとは自治会でもお祭りの場でも使う予定をされていると伺っております。

○村上部会長 購入を決められたのが平成20年ということなので、かなり昔なので、今の時代にあっているのかなというのがありますし、野球をする人口というの、平成20年と今では違ってかなり減っていると思いますし、それを市がきれいに野球場として整備して、お金をかけて、今後さらに野球の人口ってもっと減っていくと思うので、今後、大丈夫ですか。

○川崎委員 何故サッカーではなかったんですか。サッカー人口が増えているのではないですか、と言われたらどう説明されますか。

○内谷スポーツ振興課長 どの年齢を想定するかによりますけれども、マウンド辺りはサッカー的には面倒があるのかもしれませんが、多目的広場と一体に使えますので、そういう形での利用は可能と思っております。

○小川委員 地元で少年野球のチームがあると。

○内谷スポーツ振興課長 ございます。運動広場では、そちらでご利用いただいていたと思います。

○スポーツ振興課職員 多目的広場の用途は相談にはなってくるのですが、現状でもグラウンドゴルフとか、地元の高齢者の方にご利用いただいている実績がありますので、そういった方にもお使いいただけるかなと考えております。

○村上部会長 お願いいたします。

○鈴木委員 現状では、結構お祭りとかいろいろやっていることを耳にしていますけれども、野球場としては、まだまだ近隣に幕西第2公園、あちらにもグラウンドとかがあって、幕西は結構広いところで空き地が多いのですよね。

それに対して、まだ中身は分からないのですが、企業庁から購入をして、その野球場兼多目的広場を造る。それだけの価値はあるのかなという感じも。ここの地元には、高齢者がいたりまたは新しくマンションがたくさんできたので、たくさん人口も増えているというのはもう分かっているのですが、それだけの需要があるのかなという感じは思いました。

○スポーツ振興課職員 現状の運動広場ですが、毎週末、地元のチームの練習が入っています。委員がおっしゃるように、無料から有料になるという影響は確かにありますけれども、皆さん、やる場所を探しているような状況でありますので、これだけ整備をして野球場を造ったということは、地元にとって非常によい施設を造っているという認識で今、進めております。

○川崎委員 もちろん地元にとってはいいのですが、千葉市のほかの皆さんにとってはいいかどうかということは、別の問題だと思います。地元だけから徴収した税金を使って、整備しますというお話なら、受益者負担ということで、千葉市としてはどうなのでしょう、ということです。千葉市の端っこのほう、例えば土気からわざわざ来て、野球をやるのか、もちろん何か試合があったら来て野球をやるでしょうが、練習のためにわざわざ来ることはあり得ないのではないですか。

そうすると、受益者というのを考えたときにそこまで受益者を地元で狭めていいのかというのは議論が出る場所です。先ほどもありましたように野球人口が減る中で野球場に限定してしまうことはどうなんですかということもあるでしょうし、幕張で地震が起きたら液状化する場所だから避難場所として空き地を整備しておいた方がいいのではないかと

いように空き地として利用する価値も当然あるかもしれませんが、今となつては、野球場が整備されていてそれを潰してとなるとまたお金がかかるということで、無駄なコストを生むことになってしまいますが、そういう議論については何もなかったのですか。

スポーツ振興ということで、野球場をやります、それも一つの方法でしょうが、野球場ではなくて広場として活しますという状況ならば、単に広場として残してもよいのかと。例えば佐倉市に大きな広場がありますけれど、トラックをお年を召している方が歩いたりとかするためのチップがまいてあるとか、いざというときの避難所にしてそういう災害のときにでも使える水道やトイレを整備するという形の利用もできると思うのですが、野球場にする意味がどこにあったのかなというところです。

○内谷スポーツ振興課長　そもそもこの土地をどう利用すべきかというところについて取得のときには、検討の中には入っていたとは思いますが、確かに野球人口が減るといふご意見もいただいているのですけれども、野球に限らずいろいろなスポーツの人数が減ってくる可能性があると思います。

その中でも、この地域で多く活動されている場所として野球場で整備する経緯に至ったというふうに判断しております。確かに周りのこの地域だけかと言われれば、例えば美浜区としてのエリアもありますし、花見川からも近い場所になりますので、当然そこからの利用を排除するものではございません。その意味では今度、幕張西スポーツ広場という形で整備することによって、今までは公共施設ではない形での利用から、市民全体に開かれている。距離が遠いところは来ないという問題はございますけれども、それでもやはり、美浜区、花見川区、場合によっては稲毛区もそれほど遠いわけでもございませんので、そういった辺りを今後は受けていただくような形になっていると認識しております。

○村上部会長　基本的に行政の限界だと思うのですけれども、決めたときと実際に実行するときがあまりにも年月が流れ過ぎていて、計画の変更ができないというところがあると思います。今はこの方向でやるしかないということで正当化の理由を見つけることしかできないような流れになる。ここで議論する話ではないと思いますけれども、根本的にこれは必要なのかと考えたときに恐らく、ここにいる委員は、みんなかなり疑問に思っていて、将来どうなるかというのは、大体予想はつくような施設なのかなとは思いますが。ただ、今ここでその議論をしてもどうしようもないと思いますので、あまりこれ以上言わないですけれども。

昔決めたことでも、もっと臨機応変に変更できるような、そういう行政になるべきではないかなというのも、委員の皆様も思われているかなと思います。ただ大きな予算をかけて整備されるというのが、正直、大分心配が。もうどうしようもないですけれども。

ほかに、ご意見とかご質問とかございませんか。

○川崎委員　数値目標は年間利用者数で1万1千ですか。

○村上部会長　1万1千ですね。

○川崎委員　それはどうやって算定したのですか。

○村上部会長　多分、これまでの利用者からという。

○川崎委員　それって無料だったから利用したのではないですか。

○村上部会長　そうですね。

○川崎委員　無料ではなく有料となった後に1万1千というのは、どういうふうに算定し

たのですか。

○スポーツ振興課職員 目標に関しましては、現状の運動広場の利用者数を見て、平均値を取って、目標数値として設定をしたところでございます。

指定管理委託料につきましては、ほかのスポーツ広場もありますので、その電気代等の実績を見ながら、市の財政部門と協議して定めたところでございます。

○鈴木委員 ちょっといいですか。

○村上部会長 お願いします。

○鈴木委員 いろいろレクリエーション関係だとそういう先ほどお話ししたお祭りとかそういうものに使っているわけですよ、現にいつも。そうすると、今後電気関係とかそういう使用料というか、それには含まれていませんよね、市のほうにお金が入っていくので。地域が使っても、電気料金というのは必ずいろいろお祭りの舞台を買ったりとかいろいろな面で電気関係も加算できますよね。それで、人数が1万1千人というのは、あえて言うならあっていないという感じも、実際今までも、お祭りだけでも3千人、4千人とか結構な人数、あそこの3日間か4日間とかやっていると思うのですけれども、年間的人数的にも合わないのではないかなという気持ちはもちろんあるのですけれども。これもレクリエーションと書いていますよね。運動だけではないのですか。

○スポーツ振興課職員 お祭りに関しましては、本来のスポーツ施設としての用途ではないので、やり方としては目的外使用という形になるかと思っておりますので、その人数については、考えないという形になります。

あと、今おっしゃった電気代等もその目的以外の利用になりますので、それを主催する団体等が負担しているという形で考えております。

○小川委員 お祭りをやる場合は、行政財産の目的外使用ということで、新たに使用許可を出して、別途使用料は、面積当たりとかそういうのを取る考えなのか、あるいは住民の福祉の中で無料でやるのか。

○内谷スポーツ振興課長 スポーツ施設としての目的で整備していますので、ただ、それと違う用途だから全部目的外で利用となるかどうかというのは、そこまでは今のところ想定はしていないところでございます。ただ、まだ実際公共施設としてスタートしていないところでございますので、実際にこの使い方、例えばスポーツ施設で支障が出るということであれば、いろいろ条件を追加させていただいたりとか、料金も含めてですけれども、そういった話は出てくるかとは思ってはおります。

ただ、やはり今まで使っていた使い方もございますし、一応多目的というふうにはなっておりますが、スポーツ広場になりますので、スポーツに使っていただきたいというところでございます。

○村上部会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○川崎委員 ところで、県が持っている土地がこの倍あって、半分は別のところに譲渡したということですが、半分別のところというのはどこですか。

○鈴木委員 神田外語大学ですよ。

○内谷スポーツ振興課長 グラウンドとして使われると伺っております。

○小川委員 だから値段的には千葉市と同等

○スポーツ振興課職員 企業庁に半分返還してしまって、それで企業庁のほうで処分をし

ていたと思いますので、そこまでは把握はしていません。

○川崎委員 学校が利用するに当たっては、運動場にしてくれたほうが助かったとか、蓋を開けてみないと分からないですが、そういう使い方に平日はなってくるのではないかと。貸す場所としては、主に野球場となるとどうなんでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 野球場と多目的広場の両方がつながっている形ですので、用途として野球しかできないというような場所ではないです。多目的にもし使われる場合は、おっしゃったように、野球の例ですけど、例えば試合をやっている間、6年生の試合をやっているから、それ以下の学年が居場所がなくなってしまうので、そういう場合は多目的のほうとかで練習するので全然使いたいとか、そういった可能性はあるのかなと思っています。逆もそうで、下の学年の試合をやっている、上の子が練習できないと思いますので、そういった使い方はできると思います。

もしくは、それこそサッカーをやるということであれば、多目的のほうでやることも十分できるようになっております。

大きき的には、少年野球の規格としては、いわゆる外野のフェンスまでの広さは、きちんと取っていますので、その危険はないと考えているところです。

○川崎委員 グラウンド側は恐らく使いづらいですね。フェンスは野球場のところで全部仕切るわけではないですよ。

○内谷スポーツ振興課長 ソフトボールでよく使うのですけれども、L字型のフェンスとかネットがありますので、そちらで区分けしています。それを飛び越えてくるボールはなかなか来ないかなとは思っているのですけれども、フェンスは設置する予定でございます。可動式です。

○川崎委員 グラウンドの真ん中にもフェンスとかネットがあるのですか。

○内谷スポーツ振興課長 外野に沿って。

○川崎委員 4の3の20ページの真ん中辺まで外野のようですが、この真ん中のところもフェンスが入ってくるのですか。

○内谷スポーツ振興課長 野球場は扇形ですので、その扇の形に添って持ち運びのフェンスかもしくはネットを張るという形を今想定しております。普段はフラットの状況で使っているという形です。

○小川委員 これは多目的広場は芝は張ってあるのですか。

○スポーツ振興課職員 野球場の外野部分が芝。他の部分は土です。当然、飛ばないように砂の導入とかをいま検討しております。

○内谷スポーツ振興課長 磯辺スポーツセンターのイメージ、あれも全部を使うわけではありませんので、こういうネットを外野に置いて、使わないところは使おうと思えばサッカーができるスペースにもなりますので、そういうような使い方でございます。

○小川委員 要望ですけど、こういう新規に作った施設は現場を見ることは可能なのか。

○内谷スポーツ振興課長 ご覧いただくのは大丈夫だと思うのですけれども、まだこんなにきれいな状態にはなってはおりません。

○スポーツ振興課職員 完成が2月末なので、3月にオープン予定です。

○村上部長 管理棟が建てられて、この管理人の方というのが常駐する形になるのです。

か。

○内谷スポーツ振興課長 今のところそうです。

○村上部会長 これも地元の自治会の関係の人から常駐する人を出すという。

○内谷スポーツ振興課長 常駐していただく形を想定しております。

○村上部会長 なので、これまで管理されていなかったもので、大分変わってくるわけですよ。

○内谷スポーツ振興課長 そうです。これまでは管理棟があったわけでもなく、ただ広場があったという状態でしたので。もちろん野球でいいのかどうかは別問題としてあるかもしれませんが。けれども、方向性としてはそういう形での整備を、管理棟も駐車場もあってという。サッカーで練習したりすることは十分可能かなと思います。サッカー以外の競技でも利用は可能かなと思います。

○小川委員 最後にお聞きしたいのですが、現状ある条例上のスポーツ広場ではなくて、いわゆる地元住民が運動場として利用している広場は今後、こういう条例上のスポーツ広場になるのかどうか。現時点で考えられることはありますか。

○内谷スポーツ振興課長 あくまでも使っているところが暫定利用ということで、本来他の用途があるところがほとんどでございますので、例えば学校の予定地とかそういうところになりますと、もともとの目的で行政財産になっております。今回、企業庁のほうからの話でこういう条件を出して、こういう施設を整備するという流れでございますので、基本的に今どこをという考えは市としては持っておりません。

○小川委員 少子化が進む中で、学校同士の合併という話がある。いろいろな地域の学校用地を取得して、学校用地を利用することはあり得ないですよ。

○内谷スポーツ振興課長 学校用地を取得して運動広場が広がるということは我々は想定していませんけれども、運動広場がスポーツ広場に変わるというご質問と認識しましたので、今持っている土地がどんなよい用途があるのかを考えております。

あと、用途がないので、運動とかもしくはそういう健康のために何かに使うという形になれば行政のほうで計画する可能性もあると思いますので、そのところが何かあるかと言われると、計画は特にありません。

○村上部会長 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。

では、続きまして、提案内容審査に入ります。

審査票の「2（1）団体の経営及び財務状況」について、先ほど施設所管課から説明がありましたとおり、審査対象外のため計算書類等の説明は割愛いたします。

それでは、これから「千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会」へのヒアリングを行います。千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会の皆様をこちらへご案内してください。

[千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 入室]

○村上部会長 それでは、これから千葉市の幕張西スポーツ広場管理運営委員会へのヒアリングを行います。

10分間で、本日の出席者のご紹介と提案内容を簡潔にご説明お願いいたします。ご説明が終わりましたら、当部会の委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いいたします。終了1分前になりましたら事務局から合図をいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 本日はありがとうございます。私は、幕張西スポーツ広場管理運営委員会で会長を務めます伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

今日の出席者になりますけれども、副会長の佐藤とそれから事務局を担当しております山崎、それから委員の澤井、4名で今日は参加させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、事務局の山崎のほうからご説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 では、山崎と申します。よろしくお願いいたします。

私から提出しております提案書より具体的なところをかいつままで説明させていただきます。

まず、提案書の1ページ目、市民の平等な利用確保をするものであるところに関しまして、管理運営の基本的な考え方です。こちら、基本的には(1)の上の段に書いておりますよりよい市民サービスを提供していくということ、それから、下の段に書いております公正かつ公平に行うところを重点的に考えてまいります。こちらの後は記載の内容とおりに進めてまいりますというところをまずは申し上げておきます。

続きまして、提案書の2ページ目、それから3ページ目、どういう体制で行っていくかの説明になります。まず、先ほど伊藤から紹介させていただきましたが、幕張西スポーツ広場管理運営委員会のメンバーは町内の自治会、スポーツ団体、スポーツ振興会、地域運営委員会に所属する委員で構成をしております。

本施設の体は記載のとおりですけれども、会長を頂点に副会長、事務局というふうに並べております。事務局の下に会計監査委員、それから事務員という構成になっております。事務員につきましては、事務局管理のもと施設の管理、それから利用料の徴収、施設の予約受付などの業務を常駐で行うことを考えております。担当業務の内容は、3ページ目に記載のとおりとなっております。こちら記載のとおりですので、ご説明は割愛させていただきます。

それから、提案書を少し飛ばさせていただきます、11ページ目、リスクに関して説明します。こちら、火災、盗難、災害、情報漏えいなどのインシデント発生の対応は、一部省略しているところがございますが、基本的にはインシデントが発生しました際は、役員全員への情報共有、それから対応できるメンバーでの初動対応を考えております。初動対応は、千葉市へのエスカーレーションの実施。それから火災、盗難、災害などが発生した際には、役員の中には千葉市の消防団員もおりますので、そういったメンバーと連携して対応を行っていくことを想定しております。

提案書の18ページ目になります。

この千葉市幕張西スポーツ広場は、千葉市にて設定する目標の利用者数、年1万3千人と記載されております。ここに対する考え方としましては、現在、幕張西運動広場でも管理運営委員会がございまして、その管理と運営を担っております。こちらは現在無料での利用になりますが、幕張西運動広場は少年野球を中心に月千人の利用がございまして、ま

た、7月末に実施しております地域のお祭りもこの幕張西運動広場にて開催しておりますので、こちらのほうで1日3千人の人出があります。この後有料になりますので、同じ利用が得られるのかは未知数ではございますが、これまでの利用者数の実績から、千葉市からの幕張西スポーツ広場の利用者数の目標は、実現できるのではと考えております。

提案書の19ページ目、支出の見込みに関して。こちら、人件費、事務費、管理費につきましては記載のとおりとなります。人件費に関する考え方の内訳には、提案書の23号に詳細を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

あと、事務費、管理費につきましては、現在想定 of 概算で作成をしております。もし、ショートしたらどうするのかと、皆さん思われると思いますが、役員の報酬で調整しながらいただいた管理費をショートしないように運営を行っていくことを考えております。

提案書につきましての説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。では、質疑のほう、よろしく願いいたします。

○村上部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

では、ちょっと私のほうから。この運営委員会の継続をしていく中で、当然人の入れ替わりがあると思うのですが、今いらっしゃる方が非常に熱心な方だと思うのですが、今後世代が変わったりする中で、どういうふう存続について安定的に継続されるやり方についてどういうふうにお考えでしょうか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 今、提案書にありますように、方針については固まっております。ただ、どういった風に実施していくのか、各役員がどういうふうな数字で日次、また月次、年次といったところでやっていくのかということにつきましては、発足したばかりの組織なので、これから固めていくつもりです。ですので、まずはその業務フローをどうやるのかということを中心にきちんと固めて、その上でまずは我々が初年度でやっていって、それを今度ブラッシュアップしていった上でいつでも引き継げる体制を整えるといったことを行っていくつもりでございます。

○村上部会長 皆さん、恐らく本業がおありになるわけで、こういう業務は非常に大変だと思うのですが、どういうところがモチベーションになっているというのをちょっとお聞かせいただければなと思うのですが。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 私は京葉少年野球連盟という千葉市をはじめとする市原、習志野、浦安等、各地域の市区町村の方々が参加される大会を主催するメンバーも担当しておりますが、自分の子どもが少年野球でいろいろ成長させていただいたというところから、いろいろな子どもたちの成長を見守りたいというところが自分の中では一番のモチベーションになると思います。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 私も少年野球に関わっているのですが、千葉市長会というところで夏に毎年行われている大会で、北海道や沖縄の各地域の方がいらっしゃるって、幕張西運動広場において練習に使われているのですが、そういった他県の方々と少年野球の交流が非常に楽しみに感じており、そういった動機付けが非常に大きいのかなと思います。以上です。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 私は、地域でもずっとそうですが、この運動広場自体をかなり使っているような状況でございますし、地域住民としても

ここを存続していく上では、我々が率先してやっていかなくてはいけないなというところもあり、先程質問が出ました若い世代にこれからどうつないでいくかというのは、これは間違いなく課題はあるのですけれども、そういった部分をやっていく上では、皆さんが携われるようなスキームを作って行かなくては、絶対無理だと思っておりますので、そこは我々の中でこれからいろいろ睨んだ上でつくっていくというようにことと、それからあとは今の課題を一緒になって考えていただきたいという意味でボランティアを含めて参加していただきたいということを自治会を通じて応募してもらうことも考えています。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 私のほうは、様式2号に書いてあるスポーツ団体、幕張西スポーツクラブの理事をしております。ミッションとしては、地域のスポーツ振興、それによる人の融合と言いますか、スポーツを通じて人の輪を高めていくというのをミッションにしていますので、こういう活動ができる場の一つとしてこのスポーツ広場を捉えております、そこでお役に立てればということで、委員をやらせていただいております。

○村上部会長 ありがとうございます。

野球以外での活用、あとちょっとここも会議に出ていまして、野球人口が減っているという中で、ほかの活用法というご検討をされているのかという点と、あと利用するときの申込み方法というのはどういう方法があるのかを教えてくださいなのですが。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 野球場にしましてはマウンドもあるということで外野の芝のところをサッカーとかそういうものに使っていただくことはできるのかなというふうに思っております。

多目的広場のほうは、いろいろなスポーツで活用いただけるのかなというふうに思っております。例えば、ゲートボール、あとはサッカー、バスケットボールなど、バスケットボールはちょっと屋外になりゴールはないですけれども、活用を頂くことはできるのかなと思っております。

どのように予約を取るかというところにつきましては、まずはお電話をいただく形で考えております。今千葉市のほかのスポーツ施設でやっているのと同じ仕組みを取り入れるということを考えております。具体的には前月の1日から翌月分の予約を開始するというやり方で、公平性が重要なので、1日から7日につきましては、抽せん制という形で、1日から7日に登録いただいた方は7日に我々のほうで予約を抽せんさせていただき、8日以降になりましたら先着順という形にさせていただく方法です。これはほかの千葉市のスポーツ施設とルールは一緒というところでご理解がいただけたと思いますし、公平性も担保されるかなと考えております。

以上です。

○村上部会長 電話というのはどちらにつながるのですか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 管理棟に電話を千葉市のほうで設置いただいて、それを使って予約業務を行うといったことを想定しております。

○村上部会長 WEB申込みとかはまだ考えられていないのですかね。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 そうですね。メールアドレスのほうは開設いただけるということなので、そこについてはメールも手段としてはあるのかなと思いますが、必要な情報が全ていただけるのかどうかポイントになるのかなと思っております。

ので、そこは可能かは別途試験的にやってみて、事務員がメール予約に対応できるかも絡んでくるので、その辺も考えながら見極めていく必要があるかなと思います。

○村上部会長 すみません、監査に関わっているのが2人設けられるということになっているのですけれども、監査の方というのはどういう方が監査、特にほかの役員の方と差はなく誰でもできるといいますか、そういった形になるのか、それとも監査は何かしら制限を設けるとかどういったような形で監査の方を選定されていますでしょうか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 監査に関しましては、現在2名おまして、現在、時田という者と斎藤という者の2名で監査のほうに関しては従事していこうという感じです。時田に関しましては、NPO法人の理事長ですが、職業も銀行員をやっていますので、会計監査のほうに関しては知見もあります。サポート役として斎藤も一緒にやっていくというような形でやっております。

外部の方がほかの組織のメンバーをそこに入れるということも当然ですけれども、今後やっていく中で考えていくという感じです。

○村上部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方からご質問等ございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、まだ始まっていないということですが、見込んで例えば先ほどネットとかそういう感じの申込みに変わってくると思うのですが、具体的に例えばホームページを開くとか、市政だよりをととか何か案があれば教えてください。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 広報活動については、千葉市のスポーツ振興課の皆さんと相談しながら進めたいなと思っております。広報に載せていただくとか、あとは地域でできる活動としては、周辺の学校へのチラシを配るであるとか、あとは先ほどご紹介したような少年野球の連盟の事務局経由で対外的に広報するとか、そういうことをしていくことを考えております。

私、本業がシステムエンジニアでWEB系のシステムをやっているのですが、やはりWEB系のシステムを我々の管理運営委員会のほうでつくると、セキュリティ的な問題があるので、そこはやはり千葉市さんを経由して行いたいなというふうに考えております。

以上です。

○小川委員 ちょっと聞きたいのですが、今いろいろ問題になっている学校の部活動の地域移行、そういう受皿としてやる気があるのか、そういう意思はお決まりでしょうか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 それはもちろん前向きに考えたいなと思っております。私の子どもは野球部、そのまま少年野球から中学校・高校での部活動野球を行いました。中学のグラウンドはほかの部活動に干渉して、十分に活動できないということ、あとは学校の先生もあまり土日に活動ができないので、その指導者面と施設面、ソフトとハード両方でそういうサポートの受皿になれるといいかなと思っております。

○村上部会長 ほかがご質問等よろしいですかね。

それではこれでヒアリングを終了いたします。千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会の皆様、ありがとうございました。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 ありがとうございます。

[千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 退室]

○村上部会長 それでは委員の皆様、今のヒアリングを踏まえて審査をお願いいたします。審査が終わりましたら、審査票を事務局職員までお渡しください。

事務局の集計が終わるまでの間に休憩といたします。再開は2時40分からいたします。

(休憩)

○村上部会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から集計結果の報告をお願いいたします。

○市倉文化振興課長 それでは集計結果をご報告いたします。その前に審査票に誤りがございまして、4番の「(8) 自主事業の効果的な実施」という項目が含まれておりましたが、今回の応募に関しましては、これが対象事業となっておりますので、審査項目からは削除をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、全体の集計結果のご報告をいたします。お手元にお配りしました審査結果集計表をご覧ください。ほとんどの項目について「○」、管理運営の基準等で設定させていただいた水準通りの業務を行われていることが見込まれると判断されたところではございますが、四つの項目について1名の委員より「×」、管理運営基準等で設定した水準に満たない業務が行われる、それがあるとのご判断をいただいております。

四つの項目について、読み上げさせていただきます。1番、市民の平等な利用を確保するものであること、(1) 管理運営の基本的な考え方、4番、施設の効用を最大限発揮するものであること、(6) 施設の事業の効果的な実施、(7) 成果指標の数値目標達成の考え方、5番、施設の維持管理に要する経費を縮減するものであること、(1) 収入支出見積りの妥当性、以上の4項目でございます。

説明は以上でございます。

○村上部会長 では、以上の読み上げていただいた項目について、1名の委員が「×」と判断しておりますので、当部会としては「○」と判断するか、条件を附して「○」と判断するか。申請者に当該審査項目にかかる提案内容の修正を求めるか、または失格とするか、協議により決定にすることとなります。委員の皆様よりご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

まずは、審査票の1の(1)の管理運営の基本的な考え方というところで一つ「×」がついておりますけれども、こちらに対して何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

ちょっと私から、ここは私「○」にはしたのですけれども、ただ、いろいろ管理運営委員会の方、皆さんすごく熱心にやっていらっしゃるかと思ったのですけれども、地元の、近隣の地域の活性化といいますか、スポーツ、特に野球を通じての地域の活性化というところが非常に強く見受けられて、千葉市としての施設という形での考え方というのとは少し、もしかしたらずれていたのかなと思いました。そういった意味で「×」をつけた委員の方がいらっしゃるのかなと思ったのですけれども、ほかの皆様、いかがでしょうか。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員 特にこちらの団体の方がどうだということではありませんが、もともと、もうこういう施設をおつくりになって運営を任せますということで、団体の方も野球がメ

インになってしまっていますが、果たして野球をメインにすることでもいいのかというのは、今後、考えていっていただきたいところです。平成20年ぐらいに計画して、14、5年たって初めてというところではありますが、野球がメインという方向性でいいのか。この方向でいいのかというのは今後も十分お考えいただいて、方向転換することによって、コスト削減とかいうところにつながる可能性もありますので、今後の動向をきちんと見ていただくという条件付きで「○」にしてもいいのかなというふうに思います。

○村上部会長 そうですね、何か少年野球で地域活性化するという、そこから多分始まっていると思うのですが、それがずっと続いてしまうと市民の平等な利用を確保するものであることという、そういう管理運営の基本的な考え方と少し違って、目的が野球というところに強く結びついてしまって、なかなか、先ほど川崎委員がおっしゃったような方向転換というのが難しくなってしまうと思いますので、そうするとやはり指定管理者制度とかずれてしまうと思いますので、そこから一步離れて、客観的にこの施設を最大限活用するという考え方というのが大事になってくるのかなとは思いました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 私も同じこと考えなのですけれど、やはり、この中にも書いてあるけど市民健康の増進を図るということで、まだ今後始めていかななくてはいけないこと。それで、先ほど役員の中にも少年野球、少年野球ということでありましたけれど、スポーツクラブの方、または自治会関係の次期運営委員会の方もいらっしゃるということで今後は期待しながらやっていただければいいかなということを思いました。

以上です。

○村上部会長 では、この1の(1)の管理運営の基本的な考え方について、ほかにご意見等ございますか。

(なし)

○村上部会長 では、続いて4の(6)、(7)辺りは関係してくるのかもしれないですが、施設の事業の効果的な実施、成果指標の数値目標達成の考え方、こちらでご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 先ほどの説明ですと、現状使っている人が、ひと月約1千人だからということで、単純に計算して1万1千人と出したと思うのだけど、やはり有料になって、果たしてそれが今までどおり同じ人数が使うのかどうかという話をするとちょっと疑問があります。

○村上部会長 ありがとうございます。あとせっかくきれいに整備するので、従来よりは利用者の方が増えてくれないと、ちょっと施設としてどうかと思いますけれども。この件、事業の効果的な実施、数値目標達成の考え方、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 有料にしてというのは今回初めてのことで、どうなるかというのは全く分からないというところです。取りあえずしっかりモニタリングすることが必要です。また、この5番目の(1)の収支見積りも同様ですが、1万1千人いくかは、全く分からない中での見積りになります。どういう方が使っているのかという点では千葉市の中でも一部の人しか使っていないのではないかとということもあります。今後は、方向性も含めて

考える必要があるのかなと思います。

○村上部会長 今、5の(1)のところも併せてご意見いただきましたけれども、ほかの委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 この利用人数1万1千人は市のほうが設定したような感じですか。

○スポーツ振興課職員 市で設定しました、提案書の中でも指定管理候補者も同じ数字で目標設定しているということです。

○村上部会長 ほかにご意見いかがでしょうか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 ちなみにこういうスポーツ広場、現在ほかの施設、管理している人たちがいますよね。そちらでやった場合は、この人件費では運営できないということですかね。

○内谷スポーツ振興課長 幾つかの施設をまとめていて、ポートアリーナとか、アクアリンクとかは、単独で営業がいけるだろうというところは別の指定管理者が入っていますけれども、それ以外のところはまとめて、スポーツクラブNASが受けてやっています。逆に言うと、このスポーツ広場は、規模からいってもなかなか一人ここに置いてとなると、しかも土日も含めてですので、9時から5時という形で、本当にそれで回るのかというところはあるかと思います。ほかの施設は、もうちょっと広いとか、料金が高めに設定されている、YohaSアリーナなんかはそうですけれども、そういったところと同じで指定管理料のほうにははね返ってくるのかなと考えております。

○川崎委員 では、何も野球場の利用がないときというのは常駐の方とかいない、多分いらっしやらないのですよね。

○スポーツ振興課職員 現状は。

○小川委員 現状はない。

○内谷スポーツ振興課長 現状は今、広場の状態ですと、ほぼ誰もいない状態です。管理人がいるとか、常駐しているとか、そういう場所がありませんので。

○小川委員 では、現状は自分たちが自主的に、市のほうには全然届出はなくて、使うときに勝手に使ってという、言い方がおかしいけど、そういう状況なのですか。

○内谷スポーツ振興課長 広場の管理運営委員会がありまして、そこもやはり自治会の方、振興会の方とか、それから競技団体の方とか集まっていたいただいて、組織をつくっていただいています。ほかでも使いたいとかいったときには仲よくやってくださいという形をお願いをしている形になります。

ただ、今度スポーツ広場という形で設置したら、市としてどうなんだというところが必ず制約としてかかりますので、これからは、運動広場であれば自分たちで管理してという形だったのが、今度は市の立場としてやっていただくということは繰り返し伝えております。その意味では違ってくると思います。当然常駐してもらおう形になります。

○村上部会長 事務員の方3名で、たしか年末年始5日間ぐらいだけお休みで、あとは全部常駐ということですよ。

○内谷スポーツ振興課長 今度管理棟ができますので、当然鍵とか、そういった管理は必要になってきます。責任持って指定管理者として管理していただく形になります。

○小川委員 今来ていた方は、みんな役員の方で常駐する方は、また別にいるのですよね。

○スポーツ振興課職員 また別途です。

○川崎委員 別途の方、常駐する方の人件費は、令和6年の収支予算書の事務員の180万ってことですね。そうすると、大体年360日やっていると1人あたり120日で1日あたりに換算すると5千円となると最低賃金よりも下回ってしまうので、もっと人件費が上がりますという、単純計算でここだけ人件費がもっとかかりますよねということですよ。

○内谷スポーツ振興課長 地元管理の形になり、基本的にはボランティアですので、実際に常駐してもらう方は謝礼という形の運用です。

○村上部会長 やはり、この利用者の人数が、これだけ整備をして従来と一緒にするのであれば運動広場のまま貸していたらとか。市の負担はないので、ここをスポーツ広場にしていって、指定管理者に管理させるというところのメリットというのがあまり見いだせないように感じてしまっていますが、そういう意味でも、この第二次審査の中での事業の効果的な実施や数値目標達成の考え方という部分も、特に従前の運動広場と同等というよりは、それよりももっと施設の価値が高まるわけなので、数値目標ももう少し高いのを出して、事業もより効果的なものを実施していくというところは当然求められると、これまでと同様では多分駄目だということで、まずは意見というのが出ているのかなと思いました。

ほかにご意見等、ご質問等ございませんでしょうか。

(なし)

○村上部会長 そうしましたら皆様の意見を集約いたしまして、これから申し上げる条件を附して「○」という形にしたいと思います。

条件につきましては、幾つかありますけれども、一つは地元住民の視点だけでなく、千葉市全体の視点に管理運営の基本的な考え方として、千葉市全体の視点にたってほしいという点が1点になります。

2点目としては、野球だけでなく多様な施設の活用の方角性について検討してほしい。

3点目としては、運動広場で無償で利用できたときと同一の考え方で目標設定しているが、有料になるというところと施設がきれいになるというところで、より多くの利用者の確保に努めて欲しいという点が3点目。

4点目としては、まだ始まるころなので数年はモニタリング等で様子を見て、方向性を何年かたった後に改めて考えたほうがいいのかという、この4点ですね。

この4点について条件を附して承認するというところで、いかがでしょうか。

(異議なし)

○村上部会長 では、続きまして意見交換に移りたいと思います。次期指定、今回初めてになるのですが、その指定管理期間中の管理運営について、特に留意すべき点など申請者と提案内容についてご意見やご要望があればお願いいたします。

これまでの議論の中で、かなりもう出てきていましたので重複ですかね。先ほどの附した条件のところにも重複しているというところで、こちらを意見ということにさせていただければと思います。

では、施設所管課から千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会にお伝えいただいて、指定期間における施設の管理運営に十分反映させることとしていただきますよう、お願いします。

では、ここで休憩といたします。15時15分再開で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○村上部会長 それでは、再開いたします。

議題(4)「千葉アイススケート場指定管理予定候補者の選定について」に移ります。

それでは、まず候補者の審査を行うに当たり、施設所管課より当該施設が非公募となった経緯及び管理運営の基準等形式的要件審査、第一次審査結果についてご説明をお願いいたします。

○内谷スポーツ振興課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

この千葉アイススケート場、アクアリンクちばという愛称で呼んでおりますけれども、新港清掃工場の横にございまして、工場から出る余熱等を利用した施設になります。隣の清掃工場から電気、それから蒸気を受けて営業する施設でございます。

今回、この新港清掃工場を令和8年から5年間という計画で、リニューアルに伴い営業を止めるということになっております。そのため、電気の供給が止まってしまうと、その分、今度は負担が発生する形になります。今回リニューアル工事の期間前に、どういう形で蒸気と電気がない状態で指定管理を続けるかという検討の期間として、2年間を非公募での指定管理期間として指定させていただきたいと考えて、このような形で提案させていただいております。

非公募の理由としては、来年と再来年までは、これまでと同じ形態でできるのですが、それ以降、令和8年以降はもう止まってしまうので、電気代とガス代等々、かかってしまいますので、その間、公募の要件を検討する期間として、この2年を設定したものでございます。理由としては以上でございます。

続きまして、選定関係の書類について、ご説明させていただきます。資料の5-2「千葉アイススケート場選定要項」をご覧ください。3ページになります。「3 選定の概要」についてでございます。「(1) 管理対象施設」は千葉アイススケート場でございまして、指定管理期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2か年。令和8年4月以降の令和8年度からの工場の停止の前までの2か年を想定しております。

選定の手順でございますけれども、8月14日から要項の交付を行いまして、期間内に提案書等の提出を受け付けております。

続きまして、中段の「4 管理対象施設の概要」でございますけれども、「(1) 設置目的等」、アイススケート場の条例上の設置目的としまして、スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るため、設置するものとしております。

ビジョンとしましては、「市民の誰もが、いつでも、それぞれの目的に応じてスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション機会の確保・充実を図る。」ということとなっております。

ミッションとしましては、「市民一人ひとりの健康維持・増進、体力の向上に寄与する施設。」をミッションとしているところでございます。

「(2) 本施設の特徴」及び「(3) 本施設の概要」については、4ページの記載のとおりでございます。

「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」については、ここでは本施設の管

理運営において市が設定する成果指標、数値目標を下の欄に記載してございます。

成果指標につきましては、「①アイススケート場の年間利用者数」、「②温浴施設の年間利用者数」、「③教室、講座開催数」としてございます。数値目標につきましては、過去の実績から「①アイススケート場の年間利用者数が11万7千人以上」、「②温浴施設の年間利用者数が2万4千人以上」、「③教室、講座開催数が400回以上」と設定しております。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」以降につきましては、10ページまでございますけれども、こちらにつきましては一般的な事項になりますので省略させていただきます。

11ページ、お願いいたします。「9 経理に関する事項」でございます。本施設は利用料金収入及び自主事業による収入のみで管理運営が可能であると判断したため、指定管理委託料の支払いはございません。

選定方法については以上となります。

次に、資料5-3「管理運営の基準」でございます。最初に3ページをお願いいたします。「第2 施設の概要等」、「1施設の概要」でございます。表をご覧ください。所在地は「千葉県美浜区新港224-1」、開設日は「平成17年10月23日」、敷地面積は「1万5,902.38㎡」でございます。主な施設としては、「アイススケート場」「温浴施設」及び「多目的室」となっております。

4ページをお願いいたします。

施設の特徴ですけれども、繰り返しになりますが、こちらは新港清掃工場から電気と蒸気の供給を受けて、指定管理者が負担する電気料金、ガス料金等はございません。

今度6ページをお願いいたします。先ほどご説明いたしました本施設の料金につきましては、利用料金制度を導入しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

「(13) 指定管理者の自主事業実施業務」でございます。本施設では自主事業の実施が可能ですので、その要件等を記載しております。実際に自主事業を展開していただいているところでございます。

管理運営の基準につきましては、以上でございます。

続きまして、選定の基準に移らせていただきます。5-4の4ページをお願いいたします。選定基準でございます。

「3 提案内容の審査」でございます。「(1) 審査方法」について。こちら是非公募の施設になりますので、採点を行いませんので、結果の表は「○」か「×」をお願いいたします。審査の結果、委員の方1名でも「×」の評価があった場合には、協議を行っていただき、記載されているいずれかの対応を決定していただく形になっています。

5ページ、「(2) 審査項目及び審査の視点」でございますが、各審査項目における判定基準について記載してございます。こちらも基準に基づき判定をお願いいたします。

形式的要件審査は5-1に記載してございます。

基本的に全て「○」となっておりまして、やはり暴力団の関係のところ、照会中となっておりますけれども、こちらにつきましても確認が取れておりますので、欠格事由に該当するものはございませんでした。

形式的要件審査の結果は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村上部部长 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等ござい

ますでしょうか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 直接、指定管理者に関係したことはないですけど、この土地の所有者も企業庁ですよ、この土地。ここは企業庁から無償で借り入れてるんですか。

○内谷スポーツ振興課長 この土地の経緯は過去、移転に当たっていろいろあった土地ですが、平成28年度に無償譲渡ということですよ。

○村上部会長 すみません、先ほど令和8年に新港のクリーンセンターのほうで改修のため、止まるということですよ。

○内谷スポーツ振興課長 令和8年度から5年間と伺っています。

○村上部会長 この施設をどうするかというのも、この指定管理期間2年間の間にまた決めるということですか。

○内谷スポーツ振興課長 そうです。スポーツ振興課としては当然残したい、スケートリンクは残したいと考えておりますが、何しろ電気と蒸気が、丸々かかる形になりますので、これまでの前提は崩れてしまいますので、その方向性を加味した上で、続けるにしてもどういう条件で募集をするのか、検討していかなければなりません。ただ、先ほど申し上げましたけど停止は令和8年度からですので、運用自体はこの2年間で何も変わらないでいけるのですけれども、令和8年度からどうなるかというのが課題となっております。

○村上部会長 数値目標で、11万7千人以上というのが出ていますけれども、昨年は何名だったのでしたっけ。

○スポーツ振興課職員 実績の利用人数、令和4年度はスケート場と温浴施設合わせて14万人ですね。14万803人で、スケート場単体で見ると11万6,820人という形になっています。

○村上部会長 この11万7千人というのはスケート場単体の数値になりますか。

○スポーツ振興課職員 そうです。令和4年度はスケート場は11万6,820人、温浴施設が2万3,983人という実績になっております。

○内谷スポーツ振興課長 補足をさせていただきますと、コロナの影響でここ数年間、収入がかなり落ち込んでいまして、コロナの一番ひどかった頃と比較すると、この2年間で倍ぐらいまで戻している。集客は戻している。

○村上部会長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

○小川委員 利用者数が減った原因はコロナも主たる原因なのでしょうが、浅田真央選手なんか活躍していた時代から比べると、いわゆるフィギュアスケートの人気度のピークが過ぎて大分減ったのではないかというのを言われたことがあるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○内谷スポーツ振興課長 過去の動向を見ますと、おっしゃるとおり浅田選手とか、そういったときに上がったとか、相関関係はあるのかなというところはございます。このコロナの影響からどれだけリカバリーできるかというところは、今年度やってみてどうなのかというところかと思っています。やはり5類になったというのは、いろいろなところで影響が大きくて、昨年度までやれなかったことができるようになったということで、いろいろイベントも増えていますので、そういう意味ではさらに従前の状態にまで戻ってもらえるのかなという期待は持ってはおります。

○村上部会長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(なし)

○村上部会長 では、続きまして、提案内容審査に入ります。

審査票の2(1)団体の経営及び財務状況について、川崎委員より計算書類等を基にご説明をお願いいたします。

(※財務状況等に関する意見交換の経過については、千葉市情報公開条例第7条第3号に該当する情報(法人等情報)が含まれているため、表示していません。)

○村上部会長 では、ただいまの川崎委員の説明について、何か皆様からご質問等ございますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、これから「株式会社パティネレジャー」へのヒアリングを行います。

「株式会社パティネレジャー」の皆様をこちらへご案内をお願いいたします。

[株式会社パティネレジャー 入室]

○村上部会長 それでは、これからヒアリングを行います。10分間で、本日の出席者のご紹介と提案内容を簡潔にご説明をお願いいたします。ご説明が終わりましたら、当部会の委員から質問させていただきますので、ご回答いただきますようお願いいたします。終了1分前になりましたら事務局から合図をいたします。

それでは、ご説明よろしくをお願いいたします。

○株式会社パティネレジャー まず、自己紹介からさせていただきます。株式会社パティネレジャーです。よろしくをお願いいたします。

私は、千葉アイススケート場の施設総括責任者を務めます鎌倉と申します。

同じく、維持管理総括責任者を務めます井上です。

同じく、運営総括責任者代理の栗原です。

それでは、まず会社紹介から入らせていただきます。弊社は、千葉アイススケート場の第1期、第2期指定管理者として平成17年10月のオープン以来、今日まで約18年間にわたり、本施設の運営に携わってまいりました。現在、国内には通年リンク、シーズンリンクを併せ、約150か所のスケートリンクがありますが、元請け、下請を含めると、そのほとんどに弊社が何らかの形で関わっております。国内アイススケート業界では圧倒的なシェアを誇ります。指定管理者としての実績も千葉アイススケート場のほか、神奈川県相模原市の銀河アリーナや、長野県茅野市運動公園国際スケートセンター、京都府京都市の京都アクアアリーナ、大阪府大阪市の真田山プールなど、合計8か所を数えます。

また近年、国内で開催される国際選手権大会や、全日本選手権大会等のビッグイベントにおける特設リンクは、ほとんど弊社が手がけているといっても過言ではありません。ちなみに、東京の風物詩となっている六本木ミッドタウンや横浜の赤レンガのシーズンリンクも弊社が設営、運営を任されており、毎年多くの利用者を集めています。

また、スケートだけでなく、大阪真田山プールや新潟県上越市のリージョンプラザでプールの管理運営も請け負っております。特に真田山プールでは、指定管理者として通年営業の屋内プールやシーズン営業の野外プール、さらに併設のフィットネス施設の管理運営まで手がけております。言わば、スケートリンクや屋内プールの管理運営のエキスパート

である弊社の経験とノウハウを存分に生かし、次期も引き続き、千葉アイススケート場の指定管理者として、より多くの市民の皆様にご利用いただける施設運営をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、千葉アイススケート場の次期指定管理者募集にかかる弊社の提案について、ご説明申し上げます。1、基本的な考え方。基本的には、これまでと大きく変わることなく、年中無休で利用可能な通年リンクとして、利用者の皆様が安全に安心して利用できる施設運営を行っていく所存です。

2、営業時間。それでは、まず提案書18ページをご覧ください。よろしいですか。営業時間ですが、スケートリンクについては午前9時から午後6時を一般滑走者向けの個人使用時間とします。温浴施設も午前9時から午後6時を一般利用者向けの個人使用時間とします。

また、スケートリンク、温浴施設とも個人使用時間以外の夜間から早朝の時間帯は、専用使用時間として貸切りでの利用に対応します。なお、個人使用時間と専用使用時間の切替え時に、スケートリンクは15分、温浴施設は30分のインターバルを設けていますが、これは整氷と場内清掃のためです。

また、自主事業の軽食レストランの営業時間については、従前午前11時から午後5時までとしていましたが、令和6年度より平日は午前11時から午後3時とし、土日祝日は従前どおり午前11時から午後3時としたいと思います。レストランについては、平日の利用実態がほとんどないためです。

3、休館日の取扱い。休館日の取扱いについては、従前同様、新港クリーン・エネルギーセンターが法定点検のため、運転を休止する9月第1周から第3週にかけて、温浴施設は休館、第2週の週末の2日間は電気、蒸気の供給がストップするため、全館を休館とします。また、温浴施設は第一種圧力容器の法定点検のため、従前と同様、6月第4週の平日5日間を臨時休館とします。スケートリンクは、9月の臨時休館以外、定休日なしで通年営業をしますが、温浴施設は週1回、プールの水を全部抜いて定期清掃をするために毎週木曜日を定休日としています。その他、競技大会の開催に伴うスケートリンクの臨時休館とともに、市民の日、県民の日の無料開放日及び年末年始の営業時間短縮については、従前どおりで提案させていただいております。

4、利用料金の設定及び減免の考え方。次に、提案書20ページをご覧ください。利用料金の設定及び減免の考え方ですが、スケートリンク、温浴施設とも従前どおりで変更なしで提案させていただいております。

5、施設利用者への支援計画。次に、提案書22ページをご覧ください。サービス向上策など、予定している施設利用者への支援方策について記載しております。まず、快適性の向上ですが、スケートリンク内のトイレや選手控室の結露による汚れが目立つ部分は、天井、壁紙の張替えを行い、清潔感アップを図りたいと思います。また、笑顔での接客、フレンドリーな対応、挨拶の徹底など、職員の接客対応、マナー向上による親しみの持てる施設環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、利便性の向上については、入場券の販売が従前、現金のみの取扱いだったものをクレジットカードなど、キャッシュレス対応を図ることとします。その他、スケートリンクにコンシェルジュを配置して、施設利用案内やワンポイントアドバイスの実施、施設ホ

ームページの見直しによる情報の拡充とソーシャルネットワークサービスの活用によるリアルタイムな情報の発信を充実したいと考えております。

6、収支計画をご覧ください。次期指定管理者期間、令和6年度、7年度の2年間の収支計画ですが、収入としては6年度、約1億9,100万、7年度、2億100万円で、合計3億9,200万を見込んでおります。支出については、6年度、約1億8,800万、7年度、1億9,600万で、合計3億8,400万円を見込んでおります。差引きで期間中の収益は、約800万を見込む計画としております。

説明は以上です。

○村上部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問等ございましたら、お願いいたします。

そうしましたら、私から。過去の実績等も拝見していきまして、昔ほど利用者の人数が増えていないといえますか、コロナの時期、コロナ明けからかなり回復をされていると思うのですが、もっと前に、何年か前は、かなり利用者の人数が多かったときがあったと、10年間ぐらいあったと思うのですが、今これからまた増やしていくために、具体的にどういったような方策を考えられていますでしょうか。

○株式会社パティネレジャー まず、減少した原因としましては、ここアクアリンク千葉がオープンした際に、浅田真央さんとかスーパースター、男子も羽生さんも含めて、そこ10年でやはり子どもたちがスケートをする人気が高まって、ずっと利用者数が増加してきました、この台風の被害とコロナの時期が約3、4年ございまして、そのときに減ってきたということが、一番の原因だと思いますので、まずは一般のお客様にスケートを体験してもらおうということを前提にして、初心者対象の500円のワンポイントレッスン、あとスケート教室をもう少し充実して、初心者から取り組めるようなシステムを一応考えてやっていくつもりでおります。あとはジュニアチームですね、フィギュアとかアイスホッケーも、やはり減ってきていますので、その団体様と協力して、いろいろなイベントを開催して、部員の拡充を共に協力して図っていきたいと思っております。

○村上部会長 ありがとうございます。初心者向けのスケート教室というのは、今までやられていたものから少し内容を変えられてというような意味でしょうか。

○株式会社パティネレジャー そうですね、今まではシーズンオフの5月から11月の第2、第4日曜日に実施していました。ただし、やはり入場が見込めないということで、それを通年通して毎週日曜日にそういう形を実施してやっていく考えでおります。

○村上部会長 ありがとうございます。ちょっとこの提案書の中にはなかったかもしれませんが、ちょっと毎年会議の中で、夜間の時間帯にアイスホッケーの利用者が結構、そういう需要があるというふうに、そういうお話をお伺いしているのですが、夜間の利用というのは千葉市ではなくて遠方からのご利用ということが多いのでしょうか。

○株式会社パティネレジャー まず、貸切りが18時15分から始まりまして、早い時間に関しましては市内のフィギュアのクラブチーム、あとアイスホッケーのジュニアクラブが優先枠で取って練習しております。その次に、シニアの千葉市内及び県内のチームを優先して貸切り使用の予約を取っています。それ以外は、もう一般、県外のぞいて誰でも利用できるような。特に大学生などが使っているところもありますので。

○村上部会長 ありがとうございます。あと、最初に国内のほとんどのスケートリンクに

何らかの形で関わり合いになられているというお話があったと思うのですが、その全国でノウハウというのは共有されて、それがこの千葉のアクアリンクにも生かされたりしている例というのはありますでしょうか。

○株式会社パティネレジャー そうですね、地域によってスケートリンクの作り方も違いますので、それを一番ベストな施工とかを利用して、アクアリンク千葉でもやっています。

○村上部会長 毎年いろいろ見させていただいて、スケートだと事故ですとか、そういったものが多いのかなといつも見ながら思っているのですが、かなり事故なんかが少ないというふうにお見受けしているのですが、どういった安全の対策というのを徹底されているのかなと思ひまして。

○株式会社パティネレジャー まず、必ず手袋は着用をお願いしております。入場される際に、私どもでヘルメットと膝あて・肘あての無料貸し出しもしておりますので、強制はできませんが、けが防止のため、なるべくご使用されたほうがよろしいですというお声かけはさせていただいています。

○村上部会長 毎年、本当に事故が少ない印象で、見学なども施設に行かせていただいておりますけれども、転倒したりぶつかったりというのはかなりあるのではないのかと思いきや、ない、かなり少ないので、何か、どういった対策を取られているのか、その辺がほかの施設のノウハウの集積によって、かなり徹底されているのかなと思っていたのですが、その辺は割と手袋以外の面というのですか、何かしらほかの方策って取られているのでしょうか。

○株式会社パティネレジャー そうですね、やはり中には危険行為をされている方もいらっしゃいますので、それはスケートリンク内でパトロールをしている人間が徹底して注意をしています。それと、放送で注意事項を2時間に1回、大きく流しておりますので、ルールを守らない方には必ず注意をして、一応納得されて危険なことをしないように徹底してやっていますので、それが事故の原因がない理由とは思いますがね。

一番は接触事故が多いのですが、やはりそれはスピードを出したりとか、あとはフィギュアの子もたちが練習でジャンプとかしますので、その辺は区分けをきちんとしていますので、もしその区分けから出たら、それはもう先生方にも注意して徹底していますので、そのようなことで恐らく事故は減少していると考えられます。

○村上部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方でご質問等おありになりますでしょうか。

川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 見方の確認です。御社、決算期9月ですが、これは予算書を9月までの年度でつくられて、この事業計画は4月から3月でまた作り直しているわけですか。

○株式会社パティネレジャー そうですね。4月から3月で。

○川崎委員 決算書を見ると現場売上げ高、工事売上げ高、商品売上げ高と色々ありますが、こちら千葉アイススケート場でやられている指定管理の利用収入とか自主事業収入とかは現場売上高の一部ということになるのですか。それとも他のところに入っているもの。例えばですけども、現場売上高が令和4年の9月期ですと22億ありますけれども、その中に利用料金収入と自主事業による収入が含まれていると。

○株式会社パティネレジャー それも入っています。

○川崎委員 分かりました。今回の指定管理者の事業以外の売上げも御社の場合、多いということですね。

○株式会社パティネレジャー そうですね、まず直営店も何店舗かありますので。整氷車というのがありまして、氷をきれいにする車なのですが、ZAMBONIとOLYMPIAのアジア極東地区代理店もやっています、それはうちしか販売ができませんので、結構その辺の需要もありますし、あとここのところずっとイベントリンクですね、羽生さんのアイスショーとか、浅田さんのアイスショーとか、それを1週間ぐらいで全部造って、また撤去するということが非常に多くなってきて、それとあと機械のメンテナンスも含めて、氷のメンテナンスという事業もありますので。大体そんな感じですかね。

○川崎委員 決算書の話をして恐縮ですけども、今おっしゃったのは現場売上げ高ということになるわけですか。

○株式会社パティネレジャー そうですね、はい。

○川崎委員 これは指定管理事業には全く関係ないものをやられているということですか。

○株式会社パティネレジャー そうですね、はい。

○川崎委員 こちらだけではなくてほかのところも、管理されているところも含めて、1社としてということ。

○株式会社パティネレジャー そうですね、はい。

○川崎委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○村上部会長 ほかにご質問等おありになる方、いらっしゃいませんか。

○小川委員 24時間営業で大変なことだと思うのですが、それは職員のローテーションも大変だと思うのですがね、主に非常勤職員で対応していると思うのですが。

○株式会社パティネレジャー はい。

○小川委員 この非常勤職員の年齢層というのは大体どのくらいの人が多いのでしょうか。

○株式会社パティネレジャー 学生と、あとはパートの方ですね。

○小川委員 それと、最後のところで1年に最低2回は防災訓練を行っているとおあるのですが、このときは利用者がいるとき、利用者も含めての防災訓練ということですか。

○株式会社パティネレジャー いえ、スタッフだけです。オープン前にやっております。

○村上部会長 ほかにご質問等、よろしいでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、これでヒアリングを終了いたします。株式会社パティネレジャーの皆さん、ありがとうございました。

○株式会社パティネレジャー ありがとうございました。

[株式会社パティネレジャー 退室]

○村上部会長 それでは、委員の皆様は今のヒアリングを踏まえまして審査をお願いいたします。審査が終わりましたなら、審査票を事務局職員に渡してください。その後、事務局の集計が終わるまでの間は休憩といたします。

(休憩)

○村上部会長 少し早いですが、集計が終わりましたので、これから議事を再開したいと思います。

では、事務局から集計結果のご報告をお願いいたします。

○市倉文化振興課長 それでは、集計結果をご報告いたします。お手元にお配りをいたしました審査結果集計表のとおり、全ての審査項目につきまして、全委員が「○」、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われたことが見込まれると判断されております。

以上でございます。

○村上部会長 では、この集計結果を踏まえ、当部会としては株式会社パティネレジャーの提案内容は管理運営の基準等を満たしたものと判断し、千葉アイススケート場の管理を適切かつ確実にを行うことができるものと認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○村上部会長 それでは、意見交換に移ります。

次期指定管理期間中の管理運営について、特に留意すべき点など、申請者の提案内容についてご意見やご要望はございますでしょうか。特にないですかね。川崎委員も特にございませんでしょうか。

○川崎委員 将来、清掃工場の電力がどうなるかによって、こちらの運用も変わってくるというお話もあるのでないでしょうか。その辺りはしっかり報告いただけるように。

○村上部会長 2年間だと、何か取り組むにしてもちょっと難しいかもしれないですね。時間がかかるようなことは。

ほかにはいかがでしょうか。

○小川委員 私もこれ、先ほど24時間営業ということで公な施設としては異例の業務内容ということで、よく頑張っているほうではないのかなと思うのですよね。引き続き、利用者が少しでも多くなるような取り組みを。

○村上部会長 そうですね、あとは非常勤のアルバイト、パートの方が多ということで、非常に安全面でも力を入れられているようですけれども、研修といたしますか、そういうバイトの方へ、どうやってそれを浸透させるかというのは難しいかなと思いますので、引き続き、その安全面に対する努力というのは、これまでどおりされていかれるのがよろしいかなと思いました。ほかは大丈夫ですかね。

(なし)

○村上部会長 では、各委員からご意見をいただきまして、24時間営業は公共施設としては異例のことで、ご努力をされているという点、こちら評価できる点だと思います。引き続き、利用者数を増やす努力をしてほしいという点が1点と、あとアルバイトが多い中で引き続き、安全面についての研修などを実施して安全面を徹底してほしいという2点が意見として挙げられました。こちらについては施設所管課から「株式会社パティネレジャー」にお伝えいただき、次期指定期間における施設の管理運営に十分反映させることとしていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。議題5「今後の予定について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○市倉文化振興課長 今後の予定について、ご説明をさせていただきます。

資料6をご覧ください。本日の部会の報告につきましては、村上部会長から選定評価委員会の田部井会長宛てにご提出いただき、その後、会長から市長宛てに選定評価委員会としての答申をしていただきます。

この選定評価委員会の答申を受けまして、市は指定管理予定候補者を最終的に決定することとなります。その後、申請者に選定結果を通知し、指定管理予定候補者と仮協定を締結いたしまして、11月の下旬に開催予定の令和5年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定議案を提出し、検討していただきました後、協定を締結し、新たな指定期間における指定管理の開始となります。

以上でございます。

○村上部会長 ただいまの事務局からの説明に何かご質問等おありになる方、いらっしゃいますか。

(なし)

○村上部会長 では、次に議題6の「その他」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○市倉文化振興課長 それでは、その他ということで、議事録につきまして、ご説明をさせていただきます。

本日の会議の議事録につきましては、後日委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。議事録の公開の時期につきましては、選定終了後を予定しております。

以上でございます。

○村上部会長 今回の点につきまして、何かご質問等おありになりますか。

(なし)

○村上部会長 最後に、全体を通して委員の皆様からご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、皆様のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○市倉文化振興課長 長時間にわたりまして、慎重なご審議、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回スポーツ部会を閉会いたします。

それでは、委員の皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。